

第13章 水産庁

第1節 東日本大震災からの復旧・復興

1 水産業への被害の状況

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の太平洋岸を中心に非常に多くの生命・財産を奪い、水産業においても甚大な被害を与えた。

今回の地震・津波による水産関係施設の被害額は、総額で約1兆2,600億円となっており、このほかに、民間企業が所有する水産加工施設、製氷施設、冷凍冷蔵施設などについても約1,600億円の被害が発生した。

表1 水産関係被害(全国)

主な被害	被害数	被害額
漁船	28,612隻	1,822億円
漁港施設	319漁港	8,230億円
養殖関係 (養殖施設)		1,335億円 (738億円)
(養殖物)		(597億円)
共同利用施設	1,725施設	1,249億円
被害額合計：1兆2,637億円		

水産関係の施設別被害額では、漁港施設の被害額が最も多く、約8,200億円(被害額全体の65%)となっており、その他、漁船の約1,800億円(同14%)、養殖施設及び養殖物の約1,300億円(同11%)、共同利用施設約1,200億円(同10%)となっている。

都道府県別の水産関係被害額では、宮城県の被害額が最も多く、約6,700億円となっており、以降、岩手県の約4,000億円、福島県の800億円となっており、上位3県で全国の水産関係被害額の9割以上を占めている。

表2 水産関係被害(岩手・宮城・福島)

主な被害	被害数	被害額
漁船	26,173隻	1,559億円
漁港施設	260漁港	7,718億円
養殖関係 (養殖施設)		1,090億円 (621億円)

(養殖物)		(469億円)
共同利用施設	1,308施設	1,110億円
被害額合計：1兆1,477億円		

また、多くの漁船が津波により、陸上へ乗り上げ、沖合への流出、浸水による沈没などの被害を受けた。発災時に操業中であったため沖合に避難できた漁船についても、陸上施設に保管していた漁具を流出するなどの被害を受けた。

被害を受けた漁船は全国で約2万9,000隻に及び、アワビ・ウニや刺し網等の磯漁が盛んな岩手県や宮城県では小型漁船が多いこともあり、被災漁船数はこれら両県で約2万5,000隻と全国の漁船被害隻数の約9割を占めている。また、福島県の漁船被害も大きく、約900隻が被災した。

表3 漁船の被害

(単位：隻、百万円)		
主な被害	被害数	被害額
北海道	793	8,723
青森県	620	11,378
岩手県	13,271	33,827
宮城県	12,029	116,048
福島県	873	6,022
茨城県	488	4,363
千葉県	405	851
東京都	3	-
新潟県	5	0
富山県	8	839
石川県	1	-
静岡県	14	5
愛知県	8	6
三重県	26	22
和歌山県	6	2
鳥取県	2	10
徳島県	10	5
高知県	25	14
大分県	2	65
宮崎県	20	29
鹿児島県	3	5

注：富山県、石川県の漁船は被災地で係留・上架中に被災。

2 水産業の復旧・復興に向けた取組

水産庁は、平成23年6月28日、復興構想会議の提言を踏まえ、水産の復興について、国や地方が講じる個々の具体的施策の指針となるよう、その全体的な方向性を示した「水産復興マスタープラン」を策定した。

このマスタープランでは、水産復興に当たっての基本理念を示すとともに、漁港、漁場、漁船、養殖、水産加工・流通等、水産を構成する各分野の総合的・一体的な復興を推進するといった復興の基本的な方針を示している。

震災からの復興・復旧に向けて、震災直後から始まった各地の水産関係者の絶え間ない努力と実務の積み重ね、全国各地の様々な方々の多大なる支援によって成し遂げられた各種水産関連施設等の復旧・復興の状況は表のとおりである。

表4 水産の復旧・復興状況

項目	進捗状況
岩手・宮城・福島県 の主要な魚市場の水揚げ	被災前と比較して、水揚量が73%、水揚金額が90%まで回復(平成30年2月～平成31年1月)
陸揚げ岸壁の機能回復	平成30年3月末現在、被災した319漁港全てにおいて陸揚げが可能(部分的に可能な場合を含む)
約2万9千隻の漁船が被災	平成30年3月現在、18,651隻が復旧
産地市場の業務再開	平成30年2月現在、岩手県及び宮城県 の産地市場は、22施設全てが再開
漁場のがれき撤去	定置漁場の100%、養殖漁場の99%で がれき撤去完了

水揚げにおいて、岩手県や宮城県では、震災以前の水準にはまだ届かないものの、漁船や定置網などの生産手段の復旧に伴い、一歩ずつ回復を見せている。一方、原発事故の影響により操業自粛が続く福島県の水揚げは、回復が大きく遅れている。

漁港については、全ての漁港において、陸揚げ可能になっている。今後は、被災した全ての漁港施設の復旧完了を目指す。

漁船については、小型の漁船を中心に復旧が進んでおり、平成25年度末までに1万2千隻の復旧という当初の目標を既に前倒しで達成し、今後は福島第1原発の影響により復旧が遅れている福島県について、漁船の復旧を着実に推進していく。

養殖業については、岩手県や宮城県において、再開を希望する全ての養殖施設の復旧が完了した。今

後は、福島県において、避難指示区域が解除され、養殖業再開の希望がなされた際は、事業者の要望を踏まえて復旧を進める。産地市場については、被災した岩手県及び、宮城県全ての市場が復旧した。また、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)における水産加工施設については、9割以上の施設が業務を再開しており、今後、復興交付金、復興水産加工業等販路回復促進事業などの各種事業による施設復旧、販路回復等への支援などにより復旧・復興をさらに進める。

3 原発事故による被害への対応

震災に伴い東京電力福島第一原発で発生した事故で大気中や海水中に拡散した放射性物質による水産物への影響は低下してきている。しかしながら、依然として水産業への深刻な影響が続いている。

水産庁では、食品衛生法で定められた放射性セシウムの基準値である100Bq/kgを超える水産物が市場に流通することのないよう、各地の主な港に水揚げされる水産物の放射性セシウム濃度を継続的に測定するモニタリング調査(以下「放射性物質モニタリング調査」という。)を実施しており、調査結果に応じ、漁業者の自主的な判断による出荷・操業の自粛、関係都道府県から漁業者や流通業者に対する出荷・操業の自粛要請、もしくは、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)による出荷制限の指示が行われている。

水産物の放射性物質モニタリング調査では、令和2年3月末までの間に15万467検体の水産物(淡水魚を含む)の調査が行われ、そのうち14万7,448検体(98.0%)が基準値以下となっている。平成27年度以降は、国の基準値(100Bq/kg)を超える水産物は海面では平成31年1月に1検体から検出されたのみとなっている。なお基準値を超える検体の検出率は、事故からの時間の経過に伴い低下している。こうした水産物の放射性物質モニタリング調査の結果は、水産庁のWebサイト等において随時公表されている。

国、関係都道府県、関係団体の連携による基準値を超える放射性物質を含む水産物の市場への流通を防止する措置により、消費者の手元に届けられる水産物の安全性は確保されているが、我が国で生産された水産物を消費者が一層安心して購入することができるよう、また、無用な風評被害の防止を図るため、水産物の放射性物質モニタリング調査を引き続き実施するとともに、その結果を消費者に向けて分

かりやすい形で広報していく。

海外においては一部の国や地域において、日本から輸出される農林水産物・食品に対して規制を強化する動きがみられ、品目や産地によっては特定の国や地域への輸出が停止したものもある。これを受け、国では、各国政府等に対し、放射性物質に係る調査結果や安全確保のために我が国が採っている措置等を説明し、科学的な根拠に基づく輸入規制の撤廃・緩和について働きかけを行った結果、これまでに輸入規制の撤廃・緩和の動きがみられる。

また福島県漁業協同組合連合会は、福島県水産業の復興と漁業の再開を目指し、漁業関係者、水産加工・流通関係者、金融関係、学識経験者、福島県庁等で構成される「福島県地域漁業復興協議会」を立ち上げ、福島県水産物への信頼確保及び操業の再開に取り組んでいる。福島県の沿岸漁業と沖合底びき網漁業は、震災後、操業を自粛しているが、放射性物質モニタリング調査において、放射性物質の値の低い種を対象として、平成24年6月、相馬双葉地区の底びき網漁船により試験操業・販売が開始され、平成25年10月には、いわき地区においても試験操業・販売が開始された。その後、試験操業・販売は、徐々に漁業種類・対象種・海域が拡大され、令和2年3月末には沿岸漁業及び沖合底びき網漁業で全ての魚介類を対象に、試験的な操業・販売を実施している。また、一部漁獲物について入札による出荷が再開されている。漁獲された水産物は安全性を確認した上で、福島県内のみならず、仙台、東京、名古屋等の中央市場にも出荷されている。

第2節 資源管理の推進

1 我が国周辺漁業資源調査等

我が国周辺水域における水産資源について適切な管理と持続的利用の科学的基礎となる資源評価を実施するため、TAC対象魚種や資源管理指針の対象魚種等主要な水産資源50魚種87系群について、国立研究開発法人水産研究・教育機構を中心に産学官の連携を図りながら資源調査を実施するとともに、資源の水準・動向やTAC設定の基礎となる生物学的許容漁獲量(ABC)等の資源評価結果について公表を行った。このうち、サバ類等の4魚種7系群について、MSYベースの資源評価を実施し、資源管理目標や漁獲シナリオの案について公表を行った。

令和元年度水産資源調査・評価推進事業費

(単位：千円)

水産資源調査・評価推進事業 5,450,513の内数

2 我が国周辺水域の水産資源の管理

(1) 資源管理指針・資源管理計画に基づく資源管理体制の推進

我が国周辺水域の水産資源の状況は、近年、全体としておおむね安定的に推移しているものの、低位にとどまっている資源や、悪化している資源もみられるため、資源状況等に即した適切な資源管理の推進が重要である。

このような中、平成23年度から、国及び都道府県ごとに「資源管理指針」を作成し、同指針に沿って漁業者が「資源管理計画」を作成・実施する新たな資源管理体制を導入した。

この体制は、公的規制やこれまでの支援事業の下で策定・実施されてきた各種計画、各地で独自に取り組まれてきた様々な自主的資源管理措置を包括するものであり、沿岸から沖合・遠洋まで、全国の漁業を対象としている。さらに、平成27年度から、科学的指標である資源評価結果やCPUE(単位努力量当たり漁獲量)等を用いて、取組内容を評価・検証するPDCAサイクルの仕組みを導入し、取組内容の高度化を図ってきた。

国では、行政、研究機関、漁業者が一体となった資源管理を全国的に推進していくこととしており、令和2年3月末現在、全国で2,066件の資源管理計画が策定され、幅広い漁業種類において、漁業実態に応じた各種の管理措置が実施されている。

(2) 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度の確かな推進

平成8年の「国連海洋法条約」締結に際して、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」(平成8年法律第77号。以下「法律」という。)を制定し、平成9年から6魚種(さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、ずわいがに)を対象に、法律に基づく漁獲可能量(以下「TAC」という。)管理を開始した。平成10年からはするめいか、平成30年からはくろまぐろが新たに加わり、現在8魚種を対象にTAC管理を行っている。

また、平成13年に法律を一部改正し、漁獲努力可能量(以下「TAE」という。)制度を創設し、対象魚種として平成14年にあかがれい、さめがれい、さわら、とらふぐ、やなぎむしがれいの5魚種を指定し、平成15年にはまがれい、平成16年にはいかなご、平

成17年にはまこがれいを追加し、現在8魚種を対象にTAE管理を行っている。

TAC及びTAE管理に当たっては、法律に基づき「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」を策定している。この基本計画は、資源の保存及び管理に関する基本方針、資源ごとの動向、TAC、TAEに関する事項を規定しており、資源ごとの動向、漁業の経営その他の事情を勘案して検討を加え、必要に応じた変更を行っている。

なお、この基本計画に基づき、平成29年以降5年間程度の期間は、TAC魚種ごとの中期的管理方針に沿ったTAC設定により、管理を行うこととしている。

また、設定されたTAC及びTAEについては、ネットワークシステム等による適切な管理を行っている。

(3) 新たな資源管理システムの構築

平成30年12月に改正漁業法が成立し、資源評価に基づき、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)の達成を目標とし、数量管理を基本とすることとした。

令和元年5月には、サバ類等の4魚種7系群について、先行して資源管理目標の案や漁獲シナリオの候補等を公表するとともに、サバ類については資源管理方針に関する検討会を開催した。

3 持続的養殖生産の推進

我が国の養殖業は、戦後順調に成長を続け、現在では沿岸漁業の重要な位置を占めるようになった。

その一方で、これまでの成長の過程をみると、養殖業の発展に伴い生産量の増大を目的とした過密養殖や過剰な餌料投与が各地で見受けられたこともあり、国内の多くの養殖漁場において環境が悪化する傾向にあった。このような養殖漁場環境の悪化は、養殖水産動植物の伝染性疾患の発生及びまん延の原因にもつながり、最終的にはその漁場における養殖自体を不可能にしかねないものであった。

また、生産コスト削減の観点から、養殖用の種苗を海外に依存する傾向があり、海外から養殖水産動植物の伝染性疾患が侵入する危険性も高まっていた。

このような状況に対処するため、平成11年5月、養殖漁場の改善を促進するとともに、特定の養殖水産動植物の伝染性疾患のまん延を防止することを定めた「持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)」を制定した。

この法律に基づく漁場改善計画については、令和元年1月末現在で28道府県で、380の計画が作成さ

れ知事等の認定を受けており、養殖漁場の環境は改善されつつある。なお、全国の養殖生産量のうち、これらの計画を策定した漁場における生産量は91%を占めている。

4 溯河性さけ・ます人工ふ化放流事業

さけ・ます類は、食料の安定供給、北日本における漁業の振興を図る観点から、その資源の持続的利用の重要性は高く、水産資源保護法(昭和26年法律第313号)において、「農林水産大臣は、毎年度、溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画を定めなければならない。」とされている。

また、水産基本計画(平成29年4月28日閣議決定)において、近年、回帰率が低下しているさけについては、「着実に回帰率の回復に取り組み、漁獲量の安定化を図る。」とされている。

国際的には、「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」において母川国が第一義的な利益と責任を有するとともに、適正な資源管理義務が課せられている。また、「生物多様性国家戦略2012-2020」(平成24年9月28日閣議決定)において、さけ・ます増殖事業の推進に当たっては、「北太平洋の生態系との調和を図り、生物として持つ種の特性と多様性を維持することに配慮する。」とされている。

このように、さけ・ます資源の持続的利用を図るとともに、その適正な資源管理を推進することが重要となっている。

令和元年度は、低密度飼育による適正な放流体制への転換を図る取組に対する支援を行うとともに、稚魚放流の地域や時期等の違いによる生き残り状況等を調査し、回帰率の向上を図るための調査を行った。

また、「浜の活力再生プラン」を上位計画として位置付け、浜プラン策定地域における水産資源の増大のために必要な施設の整備や、「浜の活力再生広域プラン」に基づいた、競争力強化のために必要な施設の整備に対して支援を行った。

さらに、東日本大震災からの復興のために、被災したさけ・ます種苗生産施設の復旧整備や放流事業に対して支援を行った。

表5 令和元年度機構が実施すべき人工ふ化放流計画(農林水産大臣が水産政策審議会の答申を

受けて定めた計画)

魚種	放流数(千尾)
さけ	129,000
からふとます	7,200
さくらます	2,700
べにざけ	150

表6 令和元年度北海道、本州における人工ふ化放流計画

魚種	地域	放流数(千尾)
さけ	北海道	914,700
	本州	716,560
からふとます	北海道	131,200
さくらます	北海道	1,735
	本州	8,331

表7 令和元年度さけ・ます人工ふ化放流関連予算
(単位：千円)

さけ・ます等栽培対象資源対策事業 572,681
 浜の活力再生・成長促進交付金 5,203,236 の内数
 うち、さけ・ます増殖施設の整備
 水産業競争力強化緊急施設整備事業
 4,000,000 の内数
 うち、さけ・ます種苗生産等施設の整備
 被災海域における種苗放流支援事業
 714,464

5 内水面漁業振興対策事業

内水面漁業・養殖業は、淡水性食用魚介類や観賞用水産物の供給、種苗放流等を通じた水産資源の維持増大、釣り等レクリエーションの場の提供、中山間地域等における就業機会の創出、漁業活動を通じた内水面の環境保全等の多面的機能を発揮し、豊かな国民生活の形成に大きく寄与しており、その役割は一層重要なものとなっている。

他方、内水面漁業・養殖業を取り巻く環境は、河川等内水面水産資源の生息環境の変化、オオクチバス等外来魚やカワウの生息域の拡大による食害問題など厳しい状況にある。

このような状況を踏まえ、内水面における生物生息環境の保全や、水産動植物の増養殖の推進、地域の活性化等を図るため、平成26年度に策定(平成29年7月に一部変更)した内水面漁業の振興に関する法律に基づく基本方針に従い、各種の対策を講じているところである。

令和元年度においては、有効かつ効果的な内水面漁場の管理・活用を通じて、内水面水産資源の維持増大等を図るため、広域的な内水面漁場管理や内水面漁業活性化の方策を総合的に検討するとともに、内水面漁場管理のモデルとなる先進的な取組に対する支援を行った。

また、外来魚、カワウによる漁業被害を防止するため、ドローン等の先端技術を活用したカワウ被害対策技術の開発や、効率的・効果的な外来魚の駆除を推進するための抑制管理手法の開発を行ったことに加え、内水面漁業者の行う広域に連携して行われるカワウの生息状況調査や、外来魚・カワウ駆除に対する支援のほか、漁業者が取り組む生育環境改善の活動や内水面生態系の復元・保全に関する幅広い理解と協力を促進するための実践的な取組に対する支援を行った。

さらに、ウナギ資源の回復を図るため、ウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実証試験や、河川の環境収容力を定量的に推定する手法の開発に加え、ウナギの効果的な放流手法の開発のほか、シラスウナギの流通透明化のためのトレーサビリティ手法の確立に向けた取組を行った。

加えて、国内のウナギ資源管理団体が実施する東アジア各国・地域との民間協議や、内水面漁業者が実施するウナギ生息環境改善につながる石倉増殖礁の設置に対する支援を行った。

なお、これらの施策のほか、浜の活力再生プランに基づいた資源増養殖に必要な施設の整備や、都道府県が行う内水面資源の調査等の取組に対して支援を行った。

表8 令和元年度内水面関連予算

(単位：千円)

やるぞ内水面漁業活性化事業 51,431
 内水面水産資源被害対策事業 253,286
 ウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実証事業 359,402
 ウナギ等資源回復推進事業 510,150
 浜の活力再生・成長促進交付金 5,203,236 の内数
 うち、
 内水面水産資源種苗生産施設等の整備
 内水面資源調査等

6 漁場環境及び生態系の保全

(1) 赤潮及び貧酸素水塊による漁業被害防止のため、広域モニタリング体制の確立、発生メカニズ

ムの解明、予察技術や防御技術の開発、プランクトン同定研修会の開催、赤潮広域分布情報システムの高度化等を実施するとともに、栄養塩類等の水質環境が水産資源に及ぼす影響を解明するための研究を実施した。また、赤潮・貧酸素水塊の発生・動向を把握するための連続観測できる自動観測装置の技術開発及び、養殖ノリの色落ち被害軽減のための適切な栄養塩類供給手法の開発に対し助成を行った。

- (2) 漁場油濁被害の未然防止及び軽減のため、(公財)海と渚環境美化・油濁対策機構が実施する漁業者等に対する講習会の開催及び油防除・海上防災の専門家の漁場油濁事故現場への派遣等に対し助成した。
- (3) 海洋保護区について、国内の海洋保護区の現状について整理するとともに、その評価や情報発信のあり方について議論を行った。
我が国水産業にとって重要なウナギやナマコ、サメ等について、その保護や利用についての国際的な議論の動向等を調査・分析し、それらが我が国の漁業活動へ与える影響等を評価した。
- (4) 大型クラゲ、トド等の有害生物による漁業被害の防止対策として、日中韓による大型クラゲ国際共同調査、有害生物の生態把握調査、出現状況調査及び情報提供、駆除、陸上処理、トドの効果的な追い払い方法及びトドによる漁業被害を軽減するための強化刺し網の実証試験等を実施した。
- (5) 有明海のアサリ等の生産性向上に資する技術として、①高地盤覆砂域造成等による母貝生息適地の造成、②被覆網、基質入り網袋を用いた稚貝保護育成、③高密度に着生、集積したアサリの移植、④カキ礁の造成による貧酸素水塊の軽減に係る実証実験を実施した。
- (6) 海洋プラスチックごみ対策のため、漁業・養殖業に由来する海洋プラスチックごみ削減方策の検討・普及及び環境に配慮した素材への転換の検討を行う民間団体に対し助成を行った。また、マイクロプラスチックを摂食した魚介類の生態的情報等の調査を実施した。

表9 令和元年度漁場環境及び生態系保全関連予算
(単位：千円)

(1), (6) 漁場環境改善推進事業	177,818
(2) 漁場油濁被害対策事業	25,257
(3) 海洋生態系保全動向調査事業	16,296
(4) 有害生物漁業被害防止総合対策事業	404,511

7 漁業収入安定対策

漁業生産量の減少や漁業経営の悪化等、我が国水産業をめぐる状況が厳しい中で、国民への水産物の安定供給を確保するためには、適切な資源管理と漁業経営の安定をとともに実現していくことが必要となっている。

このため、「漁業収入安定対策」として、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象として、漁業者の収入額が減少した場合に減収補填を行う漁業収入安定対策事業を実施した。

令和元年度補正後予算額 27,983,576千円

8 コスト対策

漁業・養殖業は支出に占める燃料費・配合飼料費の割合が高く、燃油や配合飼料価格の変動が経営に大きな影響を与えることから、経営の体質強化を基本としつつも、これと併せて価格の上昇による経営環境への影響を緩和するセーフティーネットの構築を図ることが、経営の安定と水産物の安定供給を図る上での課題となっている。

このため、漁業経営に大きな影響を与える燃油等の価格高騰に備えた「コスト対策」として、漁業者・養殖業者と国の拠出により、燃油・配合飼料の価格がそれぞれ一定基準以上に上昇した場合に補填金を交付する漁業経営セーフティーネット構築事業を実施した。

第3節 増養殖対策

1 栽培漁業振興対策

栽培漁業は、沿岸水産資源の維持増大施策の重要な柱として、昭和38年度、瀬戸内海に国の栽培漁業センターが設置され、主に種苗生産、放流等の栽培漁業の技術開発が実施されてきた。その後、国の技術開発の成果をもとに種苗生産を行う県営栽培漁業センターが整備された。

平成15年には、社団法人日本栽培漁業協会の廃止により、栽培漁業の技術開発は独立行政法人水産総合研究センターが、推進は社団法人全国豊かな海づくり推進協会が実施することとなった。平成18年度には、三位一体改革の方針に基づく税源移譲により、都道府県が自主的に栽培漁業を推進していくこととなった。

令和元年度は、複数県に跨がって移動するトラフグやヒラメ等の広域種について、資源管理と連携した集中的な種苗放流や「海域栽培漁業推進協議会」により策定された「効率的かつ効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画(広域プラン)」に基づいた県域を越えた適地放流による資源増大の効果実証に対し支援を行った。

また、東日本大震災からの復興に向けて、被災した種苗生産施設の復旧・整備や被災県の種苗生産体制が整うまでの間、他地域の種苗生産施設等からの種苗の導入等により必要な種苗を確保するための取組について支援を行った。

表10 令和元年度栽培漁業関連予算

	(単位：千円)
浜の活力再生・成長促進交付金	5,203,236の内数
うち、海面資源増殖施設の整備	
水産業競争力強化緊急施設整備事業	4,000,000の内数
うち、放流用種苗生産施設の整備	
さけ・ます等栽培対象資源対策事業	572,681
被災海域における種苗放流支援事業	714,464

2 海面養殖業の振興対策

我が国の海面養殖業は、水産物に対する国民のニーズの高度化・多様化に対応して発展を続け、海面漁業全体の生産額の約3分の1を占めるまでに成長しており、地域によっては中心的な産業になっている。

しかしながら、近年は供給過剰等により多くの養殖水産物で価格の低迷が見られ、また、世界的な魚粉需要の増加等により飼餌料の価格が高騰する等、海面養殖業は厳しい情勢に直面している。このような情勢を克服し、海面養殖業が水産物の安定供給と漁村地域の振興に貢献し続けるために、国民の信頼を受けつつ海面養殖業を持続的に推進できる体制づくりが必要である。

こうした状況を踏まえ、水産行政としては各種の対策を講じているところである。

令和元年度は、水産改革の方向性に従い、養殖業の成長産業化に向けて生産から販売・輸出に至る官民の関係者が一体となって取り組む枠組みの構築を支援するとともに、養殖業の成長産業化を達成するために必要な低コスト・高効率飼料等の開発など、養殖生産の三要素である餌、種苗、漁場に関するボトルネックの克服等に向けた技術開発・調査を実施

した。

表11 令和元年度養殖業関連予算

養殖業成長産業化推進事業	402,326
--------------	---------

第4節 漁業の担い手確保・育成対策

1 漁業労働力の確保等

平成30年現在の我が国の漁業就業者は、15万1,701人となっており、この10年間で32%減少した。また、年齢階層別にみると65歳以上の高齢者の割合は全体の38%、60歳以上にあつては50%と高齢化が進行している。このような現状に対応するため、水産基本計画に基づき、都道府県及び民間団体が有機的な連携を図りつつ将来の漁業生産を担う若い意欲的な人材の確保・育成を推進し、効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、次の事業について助成した。

(1) 漁業人材育成総合支援事業

漁業への新規就業・新規参入を促進するため、就職氷河期世代を含む幅広い世代が経験ゼロからでも漁業に就業できるよう、一般社団法人全国漁業就業者確保育成センターによる、漁業への就業に向け漁業学校等で学ぶ者に対する資金の交付、就業情報の提供・就業相談会の開催、漁業現場での長期研修(最長3年間)等の漁業就業希望者の段階に応じたきめ細やかな取り組みを支援した。

(2) 福祉対策事業

漁村地域の福祉向上のため全国共済水産業協同組合連合会が昭和56年度から発足させた漁業者高齢福祉共済事業の推進等を支援した。

(3) 漁船安全対策推進事業

漁船海難等の未然防止を図るため、一般社団法人全国漁業就業者確保育成センターによる安全な漁業労働環境の向上に関する知識の普及等を図るための取組を支援した。

(4) 漁村女性活躍推進事業

漁業や水産業を基幹産業とする地域の活性化を進めるためには、意欲ある女性を中心となり、様々な活動を展開していくことが効果的である。

このため、全国漁業協同組合連合会が行う漁村女性の経営能力の向上や漁村女性を中心となって取り

組む地域の実践活動に必要な知識・技術等を習得するための講習会等及び取組の成果を公表し優良事例の横展開を図るための成果報告会の開催等を支援するとともに、漁村女性や女性漁業者を中心に結成されたグループ等が各地域で取り組む特産品の加工開発、水産物消費拡大イベントの開催及び直売所や食堂の経営等の意欲的な実践活動を支援した。

2 水産業改良普及事業

沿岸漁業における生産性の向上や漁家経営の改善等の課題解決、資源管理等国の重要施策の現場展開については、地域の特性に応じて実施することが重要である。一方で、水産業改良普及事業は国と道府県による協同事業として実施していることから、組織体制の整備強化や普及指導員の資質向上を図ることにより、水産行政に即応した全国的に統一ある普及活動を行うことが重要である。

このため、道府県に対し水産業改良普及事業の運営に要する基礎的経費を交付金として交付し、普及指導員が沿岸漁業者等と直に接して行う普及活動の推進、先進的な漁業者への相談・支援体制の整備、普及と研究・教育・行政の連携による普及事業の強化等を支援した。

3 国立研究開発法人水産研究・教育機構

平成28年4月1日に旧国立研究開発法人水産総合研究センターと旧独立行政法人水産大学校が統合され、新たに国立研究開発法人水産研究・教育機構が発足した。

平成28年4月1日から第4期中長期計画が開始され、人材育成業務については、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展に資するため、水産に関連する分野を担う有為な人材を供給するための取組の強化に努めた。当該業務を含む同機構の業務実施に要する経費について令和元年度は運営費交付金170億4,674万円を交付した。

第5節 水産制度金融

1 概況

令和元年度の漁業金融の状況をみると、令和2年3月末現在の全金融機関の総貸出残高は10,315億円となり、前年同期に比べ154億円(1.5%)の増加となった。

これを漁業規模別にみると、中小沿岸漁業向けが9,914億円、大規模漁業向けが401億円で、中小沿岸漁業向けが大宗を占めている。

次に金融機関別にみると、系統金融機関が6,060億円で最も大きく、一般金融機関が2,676億円、政府系金融機関が1,579億円となっている。これを前年と比べると、系統金融機関は1.0%の増加、一般金融機関は0.1%の増加、政府系金融機関は6.2%の増加となった。構成比をみると、系統金融機関58.7%、一般金融機関25.9%、政府系金融機関15.3%となっている。

2 系統金融

(1) 貯金

令和元年度における漁協貯金は、表12のとおり、令和2年3月末で7,602億円となり、前年同期に比べ162億円(2.1%)の減少となった。

(2) 貸出金

令和元年度における漁協貸出金は、表12のとおり、令和2年3月末で1,308億円となり、前年同期に比べ45億円(3.4%)の減少となった。漁協の貯貸率については、前年同期に比べ0.2ポイント減少し、17.2%となった。なお、漁協・信漁連・農林中金で構成される系統金融機関の令和2年3月末の貸出金残高を、上部機関からの借入金を差し引いた純残高ベースでみると、合計6,060億円となり、前年同期に比べ60億円(1.0%)の減少となった。

表12 漁協貯金・漁協貯貸率の推移

(単位：億円、%)

	30/3月末	31/3月末	R2/3月末
漁協貯金(A)	7,778	7,764	7,602
漁協貸出金(B)	1,418	1,353	1,308
漁協の貯貸率B/A	18.2	17.4	17.2

3 一般金融機関

銀行、信用金庫等一般金融機関の貸出状況は、表13のとおり、令和2年3月末で2,676億円であり、前年に比べ2億円の増加となった。

表13 一般金融機関の漁業に対する貸付残高

(単位：億円、%)

	31/3月末	32/3月末	増加率
国内銀行銀行勘定	2,109	2,126	0.4

信託勘定	0	0	0
信用金庫	565	550	-2.7
計	2,674	2,676	0.1

4 株式会社日本政策金融公庫資金 (旧：農林漁業金融公庫資金)

株式会社日本政策金融公庫は、平成20年10月1日に、農林漁業金融公庫、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行が解体・統合して設立された政策金融機関で、旧農林漁業金融公庫の業務を引き継ぎ、農林漁業者に対し農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金の融通を行っている。

水産関係資金としては、平成28年度末で漁船資金が廃止となり、平成29年度からは、漁業経営改善支援資金、水産加工資金等8資金(農林漁業共通の資金を含む。)がある。

令和元年度の貸付決定額は表14のとおりで、令和2年3月末で296億円、前年同期に比べ39億円(11.5%)の減少となった。

表14 日本政策金融公庫資金貸付決定状況

(単位：百万円、%)

資金名	30年度	元年度	元/30
漁業経営改善支援	19,647	15,964	81.3
中山間地域活性化	1,230	204	16.6
振興山村・過疎	-	-	-
漁業基盤整備	1,367	180	13.2
漁船	-	-	-
農林漁業施設	3,474	2,435	70.1
水産加工	6,776	5,741	84.7
漁業経営安定	-	430	-
農林漁業セーフティネット	1,012	4,689	463.6
計	33,505	29,643	88.5

注：単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。

5 漁業近代化資金等の制度資金

(1) 漁業近代化資金

漁業近代化資金制度は、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的として昭和44年に創設され、漁業者等に対し、漁船資金を中心に長期かつ低利の施設資金等の融通を行っている。

同資金については、国から農林中央金庫への補給契約分を除き、平成17年度より都道府県へ税源移譲されている。

令和元年度の融資実績は、令和2年3月末で482億円となっており、前年同期に比べ80億円の増加となった。用途別にみると、前年度に比べ漁船が34億円増加、養殖用施設が2億円増加、加工用施設が6億円減少、漁具等施設が12億円の減少、水産動植物の種苗購入・育成が20億円減少、共同利用施設が0.1億円の増加となった。

表15 漁業近代化資金の用途別融資額

(単位：百万円、%)

	金額		構成比	
	30年度	元年度	30年度	元年度
都道府県承認分				
漁船(20t以上)	1,320	2,858	3.3	5.9
漁船(20t未満)	19,240	21,142	47.8	43.8
養殖用施設	2,381	1,116	5.9	2.3
加工用施設	3,175	3,902	7.9	8.1
漁具等施設	3,631	5,934	9.0	12.3
水産動植物の種苗の購入・育成	10,239	13,014	25.5	27.0
共同利用施設	226	249	0.6	0.5
計	40,213	48,215	100	100
国の直接利子補給分 共同利用施設	-	-	-	-
合計	40,213	48,215	100	100

(2) その他の制度資金

その他制度資金融資・貸付状況については表16のとおりとなっており、主なものとして、漁業経営が困難となっている中小漁業者であって、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営再建計画の認定を受けた漁業者の固定化債務の整理を行い漁業経営の再建を図ることを目的として昭和51年度に創設した漁業経営維持安定資金がある。

なお、同資金については平成17年度より、国際規制関連経営安定資金については平成18年度よりそれぞれ都道府県へ税源移譲されている。(ただし、漁業者団体への直接助成金は除く。)

また、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営改善計画の認定を受けた漁業者に対し、低利の短期運転資金を融通し経営の改善の円滑な推進を図るため平成7年度に創設(平成23年度より、貸付対象者に地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく総合化事業計画の認定を受けた漁業者を追加したが、平成28年度より対象から除外。)した漁業経営改善促進資金については、令和元年度に18億円の貸付極度額が設定されており、令和2年3月末で前年同期に比べ0.2億円(1.1%)減少した。

表16 その他制度資金融資・貸付状況

(単位：百万円)

資金名	30年度	元年度
漁業経営維持安定資金	(226)	(374)
(国の利子補給助成に係る貸付額)	0	0
国際規制関連経営安定資金	-	-
漁業経営再建資金	-	-
漁業経営改善促進資金(極度額)	1,779	1,760
漁業経営高度化促進支援資金	(0)	(0)

注：()は都道府県の利子補給金助成に係る貸付額である。

6 沿岸漁業改善資金

沿岸漁業改善資金制度は、沿岸漁業従事者等が経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として自主的に近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式若しくは漁ろうの安全の確保等のための施設又は合理的な生活方式を導入することを促進し、及び青年漁業者等が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得や経営の基礎を形成することを助長するため、沿岸漁業従事者等に対する無利子資金の貸付を行う都道府県に対し、国がその資金造成に必要な資金の一部を助成する制度として昭和54年に創設された。

表17 沿岸漁業改善資金貸付状況

(単位：百万円)

	29年度	30年度	元年度
経営等改善資金	391	336	256
生活改善資金	0	0	0
青年漁業者等養成確保資金	179	86	176
合計	570	422	432
補助金交付額	-	-	-
対象都道府県	39県	39県	38県

7 中小漁業融資保証保険制度

中小漁業融資保証保険制度は、「中小漁業融資保証法」に基づき中小漁業者等に対する金融機関の貸付について漁業信用基金協会がその債務を保証し、その保証につき独立行政法人農林漁業信用基金が保証を行うものである。

令和元年度の保証状況をみると、年度中の保証額は762億円で前年比3.5%の減少となり、年度末保証残高は2,051億円で0.3%の減少となった。保証

残高を金融機関別にみると、農中は対前年度比3.3%増、信漁連は0.9%増、漁協は2.2%減、銀行等は10%の減少となった。次に資金種類別にみると、漁業近代化資金は、前年比6.1%増、一般資金8%の減少となった。

なお、令和元年度中の代位弁済額は18億円で前年度比34.3%の増加となり、この結果単年度事故率は2.3%、累計事故率は3.5%となった。

8 水産業金融総合対策事業

漁業経営をめぐる情勢が厳しくなる中で、経営改善に取り組む意欲ある漁業者の多様な経営発展を金融面から支援するため、認定漁業者が漁船建造等のため借り入れる漁業近代化資金及び日本政策金融公庫資金(沖縄県にあつては沖縄振興開発金融公庫資金)の金利負担軽減措置を講じた。また、保証人を不要とし、担保は漁業関係資産のみとする実質無担保・無保証人型融資を推進した。

さらに、東日本大震災の発生を受けて、二重債務等が問題となる中、被災漁業者等の速やかな復旧・復興に要する資金が円滑に融通されるよう、漁業近代化資金、株式会社日本政策金融公庫等の災害関連資金についての実質無利子、無担保・無保証人の特例措置及び無担保・無保証人融資を推進するための緊急的な保証についての支援等を講じた。

第6節 水産業協同組合

1 水産業協同組合の現況

令和2年3月末現在における水産業協同組合は、単位組合が2,392(沿海地区漁協939、内水面漁協802、業種別漁協93、漁業生産組合466、水産加工協92)、連合会が143(漁連105、信漁連28、水産加工連9、共水連1)、うち全国段階連合会が9となっている。

2 漁協系統をめぐる状況

漁協の組織・事業規模は、農協と比べ総じて零細であり、漁協の合併も農協と比べ進捗が遅れている。

また、漁業においては、漁業者の高齢化・減少が進行するなど水産物の生産体制が脆弱化している。これに伴い、漁業者の取組をサポートする漁協についても、組合員の減少や漁獲物の取扱量の減少等により、経営環境は厳しい状況にある。

このような状況から、水産業の競争力強化を図るためには、漁協の広域合併等を促進させることによる経営・組織の基盤強化が必要となっている。

令和元年度は、3件の合併が行われた。

第7節 水産物の流通加工・需給・消費対策

1 水産物の需給・価格動向

令和元年(1月～12月)における我が国の漁業・養殖業の総生産量は419万4,675t(確報)で、前年より5.1%減少した。

魚種別には、ほたてがいが、すけとうだら等が増加し、さば類、さんま等が減少した。

令和元年の産地価格は、前年に比べ、あかいか(生)は80%、さんまは59%、するめいか(冷)近海は44%、あわび(殻付)は38%上昇した。

また、しらす、いかなごは42%、しいら類は28%、にしんは27%、ほっけ、まかじき(生)は23%下降した。

令和元年の消費地価格(東京都中央卸売市場における主要魚種(生鮮))は、前年に比べ、かざみ類は39%、とびうおは24%、めぬけ類は23%、するめいか(冷)は19%上昇した。

また、ほっけは29%、はたはたは23%、さわら、もんごういかは20%下降した。

2 水産物の流通対策

(1) 水産バリューチェーン事業のうちバリューチェーン改善促進事業

生産から加工・流通・販売に至る水産バリューチェーン全体が、輸出を視野に入れつつ、マーケットの求める商品を適切に安定供給できるよう、バリューチェーン関係者の連携体制の構築やシステム・新技術等の検討等の取組を支援した。

(2) 水産バリューチェーン事業のうち水産加工・流通構造改善促進事業

国産水産物の流通促進を図るべく、漁業・水産加工業者等が水産資源を有効に活用し、多様な消費者ニーズ等に対応するため、加工・流通事業者向けの個別指導やセミナー等の開催、加工機器整備等の支援を実施した。

3 水産加工業対策

(1) 概況

水産加工品の生産量(以下使用する数値は、陸上加工のみ)は、原料魚の供給や需要の推移によって左右されるところが大きい。令和元年の水産加工品生産量(生鮮冷凍水産物を除く。)は153万8506t、生鮮冷凍水産物の生産量は128万1,265tで、前年に比べそれぞれ3%減少し、8%減少した。

ア ねり製品

ねり製品の生産量は49万9,920tで、前年に比べ2%(9,649t)減少した。このうち、かまぼこ類は44万95tで、前年に比べ2%(8,766t)減少し、魚肉ハム・ソーセージ類は5万9,825tで、前年に比べ1%(884t)減少した。

イ 冷凍食品

冷凍食品の生産量は25万432tで、前年に比べ2%(5,456t)減少した。このうち、水産物調理食品は11万7,286tで、魚介類(切り身、むきえび等の加工品)は13万3,146t、前年に比べそれぞれ5%(5,473t)増加し、8%(1万929t)増加した。

ウ 乾製品

乾製品の生産量は19万6,810tで、前年に比べ4%(8,841t)減少した。このうち、素干し品は6,835t、塩干品は13万4,784tで、前年に比べそれぞれ3%(216t)減少し、3%(4,785t)減少した。煮干し品は5万5,191tで、前年に比べ7%(3,840t)増加減少した。

エ 塩蔵品

塩蔵品の生産量は16万9,955tで、前年に比べ6%(1万1,675t)増加した。このうち、塩蔵さばは3万6,660t、塩蔵さけ・ますは8万9,480tで、前年に比べそれぞれ5%(2,008t)増加し、2%(1,903t)減少した。

オ くん製品

くん製品の生産量は6,626tで、前年に比べ3%(217t)減少した。

カ 節製品

節製品の生産量は7万8,643tで、前年に比べ1%(952t)減少した。このうち、節類は5万1,612t、けずり節は2万7,031tで、前年に比べそれぞれ1%(554t)減少し、1%(398t)減少した。

キ その他の食用加工品

その他の食用加工品の生産量は33万6,120tで、前年に比べ3%(1万1,508t)減少した。

ク 生鮮冷凍水産物

生鮮冷凍水産物の生産量は128万1,265tで、

前年に比べ8%(11万5,938t)減少した。このうち、冷凍いわし類は38万2,449t、冷凍さば類は36万29t、冷凍さんまは3万7,628tで、前年に比べそれぞれ11%(3万7,440t)増加し、21%(9万8,210t)増加し、52%(4万617t)増加した。冷凍いか類は2万533t、冷凍さけ・ます類は6万1,987tで、前年に比べそれぞれ13%(3,125t)減少、20%(1万5,904t)減少した。

(2) 主な水産加工業対策

- ア 水産物の輸出に当たっては、輸出先国が求める衛生管理基準等を満たす必要があることから、水産加工業者が行う米国やEUのHACCP基準を満たす水産加工施設への改修等の支援を行った。
- イ 水産加工業者等を対象に民間団体が実施するHACCP手法導入のための講習会の開催や技術指導等に対する支援を行った。
- ウ 平成26年10月より、水産庁でも水産加工施設等の対EU・HACCP認定業務を開始し、令和2年3月末までに33施設を認定した。

4 水産物の消費対策

水産バリューチェーン事業
のうち魚食普及促進事業

水産物の特性や魚食文化に関する消費者等の理解を深めるとともに、水産物消費拡大に資するため、国産水産物の展示・発表会や魚食普及セミナー等の開催を支援した。

5 水産物の需給安定対策

(1) 水産バリューチェーン事業のうち特定水産物供給平準化事業

水産物価格の著しい変動を緩和しつつ、水産資源の有効活用と国産加工原料の安定供給を図るため、漁業者団体等が水揚げ集中による価格低落時に漁業者から水産物を買取り、一定期間保管した後、漁期外に水産加工業者等へ販売する取組を支援した。

(2) 水産物流通調査事業

水産物の安定供給と水産業の健全な発展を図るため、水産物の流通(需給・価格等の動向)に関する情報を収集し水産関係者等に広く情報発信するとともに、漁業生産資材に関する調査・分析を実施した。

6 水産エコラベルの推進

水産資源の持続的利用への国際的な関心の高まりに対応し、水産物輸出の増加を図るため、我が国の水産物が資源管理と環境に配慮した漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベルの普及を推進した。

また、小規模で多様な漁業が多種多様な魚種を利用する我が国水産業の実態等を踏まえた、日本発の水産エコラベルについて、官民連携で国際的な信頼性の向上に取り組むとともに、認証取得の促進及び認知度向上に向けた取組等について支援を行った。

7 水産物の輸出入

(1) 輸出入の概況

ア 輸出

令和元年の水産物総輸出額は、前年比で5.2%減少し、2,873億453万円であった(表18)。総輸出額に占める割合を輸出先別にみると、香港(29.8%)が最も大きく、次いで中国(16.9%)、米国(11.9%)、タイ(7.2%)、台湾(6.4%)であった。

表18 令和元年水産物輸出実績(輸出額上位5品目)

(順位)品目名	t	百万円
総計	635,106	287,305
(1)ほたてがい	84,004	44,672
(2)真珠	34	32,897
(3)ぶり	29,509	22,920
(4)なまこ調整品 (干しなまこ含む)	613	20,775
(5)さば	169,458	20,612

イ 輸入

令和元年の水産物総輸入額は、前年比で2.8%減少し、1兆7,403億9,095万円であった(表19)。総輸入額に占める割合を輸入先別にみると、中国(18.1%)が最も大きく、次いでチリ(9.4%)、米国(7.7%)、ロシア(7.0%)、ベトナム(6.8%)であった。

表19 令和元年水産物輸入実績(輸入額上位5品目)

(順位)品目名	t	百万円
総計	2,467,722	1,740,391
(1)さけ・ます類	240,941	221,816
(2)かつお・まぐろ類	219,530	190,906
(3)えび	159,079	182,774
(4)えび調整品	65,980	74,388
(5)かに	27,717	64,881

(2) 水産物の非自由化品目

我が国は、国内で実施している資源管理措置の補完等を目的として、輸入割当(IQ: Import Quota)制度を実施しており、その対象品目は次のとおりである。

- ・活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのさば、あじ、いわし、たら、すけとうだら、にしん、さんま及びぶり、並びにそれらの魚類のフィレ及びその他の魚肉、フィッシュミール。
- ・煮干し。
- ・冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのたらの卵。
- ・活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのほたて貝、貝柱及びいか(もんごういかを除く)。
- ・食用ののり及びこんぶ、並びにそれらの調製食品。

8 水産物の流通加工関連予算

「2 水産物の流通対策」から「5 水産物の需給安定対策」に関連する令和元年度補助金等は表20のとおり。

表20 令和元年度補助金等

	(単位：千円)
水産物流通調査事業	74,804
水産バリューチェーン事業	1,378,136
食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設の整備	6,793,800 (内数)
水産物輸出拡大連携推進事業	199,926
復興水産加工業等販路回復促進事業	1,226,644

第8節 漁業保険制度

1 漁船損害等補償制度

(1) 概況

漁船損害等補償制度は、漁船につき不慮の事故による損害の復旧及び適期における更新を容易にするとともに、漁船の運航に伴う不慮の費用の負担及び責任等の発生による損害を補填することを目的とした制度であり、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)に基づく漁船保険(普通損害保険及び満期保険)、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険から構成される。

これらの保険の元受は日本漁船保険組合が行い、漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険の再保険の一部について国が再保険を行っている。

(2) 漁船保険等事業

ア 漁船保険

この保険は、漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害を填補する普通損害保険と、これとともに保険期間が満了した場合に保険金額相当の保険金を支払う満期保険がある。

(ア) 漁船保険の加入状況

令和元年度において漁船保険に加入した漁船は、15万8,242隻、73万6,626tである。このうち普通損害保険の加入隻数は15万7,560隻で、満期保険の加入は(継続分を含む)682隻である。加入隻数を前年度に比べると総隻数では3,517隻減となっており、20t未満階層(無動力船含む。)では3,496隻(2.2%)減少し、20t以上階層では21隻(1.9%)減少している。t数階層別に漁船保険の構成比を見ると動力漁船では、5t未満が85.5%を占めており以下5~19tは13.7%、20~49tは0.1%、50~99tは0.2%、100~999tは0.5%となっており、無動力漁船は0.2%である。

次に、令和元年12月31日現在の在籍漁船数と加入隻数を対比した隻数加入率をみると、加入総隻数では、70.2%の加入率となっており、このうち動力漁船では、5t未満は69.7%、5~19tは92.4%、20~49tは97.4%、50~99tは96.5%、100~999tは88.9%となっており、無動力漁船は3.9%であった。

また、保険価額に対する保険金額の割合すなわち付保率は、動力漁船では5t未満97.2%、5~19tは96.2%、20~49tは98.1%、50~99tは95.8%、100~999tは93.1%、動力漁船総数では95.7%、無動力漁船では98.0%を示しており、これらの保険金額は1兆541億円であって、前年度に比べて160億円の増を示している。

(イ) 保険事故

令和元年度において保険金を支払った漁船保険事故は30,811件、支払保険金は121億6,211万円であり、前年比0.7%の減となった。

(ウ) 漁具特約の引受及び事故

漁船に属する漁具については、特約がある場合のみ、その属する漁船とともに保険の目的とし得ることとなっており、漁船保険においては、漁船とともに全損した場合に限り填補することとなっている。

令和元年度において、漁具特約の引受件数は253件で、保険金額は18億2,830万円であった。なお、保険金を支払ったものはなかった。

(エ) 特定特約の引受及び事故

漁船につき、戦乱等による滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害を填補するものである。

令和元年度の特定特約の引受件数 23,748 件で、保険金額は 2,408 億 2,152 万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、1 件 300 万円であった。

イ 漁船船主責任保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者が、当該漁船の運航に伴って生じた費用で、自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴って生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害を填補する基本損害、当該漁船の利用者の死亡等につき、自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害等を填補する乗客損害、並びに当該漁船の乗組員の死亡等につき、労働協約等に基づき一定の金額を支払うことによる損害を填補する人命損害がある。

令和元年度の保険契約隻数は、基本損害 157,132 隻、乗客損害 15,908 隻、人命損害 14,491 隻で、保険金額はそれぞれ 93 兆 3,170 億円、5 兆 6,753 億 5,000 万円、508 億 6,100 万円であり、純保険料はそれぞれ 20 億 2,998 万円、2 億 6,411 万円、5,476 万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、基本損害 1,095 件 23 億 1,038 万円、乗客損害 54 件 1 億 4,291 万円、人命損害 5 件 952 万円であった。

(ア) 特定特約の引受及び事故

漁船の運航に伴って、戦乱等により生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく損害の填補、乗組員が拘留された場合の拘留期間中の給与支払いに必要な費用を支払うものである。

令和元年度の契約隻数は、基本損害 23,445 隻、乗客損害 2,849 隻、人命損害 2,848 隻で、保険金額はそれぞれ 17 兆 188 億 1,000 万円、1 兆 387 億 4,000 万円、104 億 3,500 万円であり、純保険料はそれぞれ 608 万円、56 万円、13 万円であった。

なお、保険金を支払ったものはなかった。

ウ 漁船乗組船主保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者であって、当該漁船の乗組員であるものにつき、当該漁船の運航に伴って乗組船主死亡等の事故が生じた場合に一定の金額を支払うものである。

令和元年度の保険契約隻数は 28,494 隻で、保険金額は 577 億 3,800 万円であり、純保険料は 5,539

万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、21 件 2,852 万円であった。

(イ) 特定特約の引受及び事故

漁船の運航に伴って、戦乱等により乗組船主に死亡等の事故が生じた場合に一定の金額を支払うものである。

令和元年度の契約隻数は 6,766 隻で、保険金額は 183 億 150 万円であり、純保険料は 18 万円であった。

なお、保険金を支払ったものはなかった。

エ 漁船積荷保険

この保険は、漁船に積載した漁獲物等につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害を填補するものである。

令和元年度の保険契約隻数は 467 隻で、保険金額は 517 億 4,683 万円であり、純保険料は 1 億 444 万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、14 件 3 億 1648 万円であった。

(ロ) 特定特約の引受及び事故

漁船に積載した漁獲物等につき、戦乱等による滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害を填補するものである。

令和元年度の契約隻数は 232 隻で、保険金額は 164 億 5391 万円であり、純保険料は 122 万円であった。

なお、保険金を支払ったものはなかった。

オ 任意保険

この保険は、①漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物又はその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害を填補する転載積荷保険と、②スポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶(プレジャーボート)の運航に伴い当該船舶の所有者等が負担する賠償責任に基づく賠償等による損害を填補するプレジャーボート責任保険の 2 種類がある。

令和元年度の保険契約隻数は、転載積荷保険 23 隻、プレジャーボート責任保険 18,379 隻で、保険金額はそれぞれ 25 億 7,188 万円、5 兆 7,264 億 1,000 万円であり、純保険料額はそれぞれ 586 万円、1 億 5,451 万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、プレジャーボート責任保険 217 件 5,554 万円であり、転載積荷保険の支払いはなかった。

(ハ) 特定特約の引受及び事故

転載積荷保険のみ特定特約を付すことができる。漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物又はその製品につき、戦乱等による滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害を填補するものである。

令和元年度の契約はなかった。

(3) 財政措置

国の財政措置として、漁船損害等補償法に基づき、漁船保険に加入する漁船所有者等が支払う保険料の一部の国庫負担等を行っている。令和元年度における保険料国庫負担額は71億9,115万円であった。

また、漁船保険組合に対し、事業実施に必要な経費について4億5,101万円の助成を行った。

2 漁業災害補償制度

(1) 概況

漁業災害補償制度は、漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)に基づき、漁業協同組合等の協同組織を基盤とする漁業共済団体(漁業共済組合及び同連合会)が行う漁業共済事業及び漁業再共済事業並びに政府が行う漁業共済保険事業により、中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって受ける損失を補填するために必要な給付を行い、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とするものである。

近年の我が国水産業を取り巻く情勢は、周辺水域の資源状況の悪化、漁業就業者の減少・高齢化など依然として厳しく、漁業経営は困難な現状におかれており、経営安定に漁業共済の果たす役割はますます重要となっている。

このような中で、令和元年度の加入状況は、加入件数56,345件、共済金額7,084億4,526万円、純共済掛金269億1,509万円であった。この加入実績は、共済金額の前年度実績6,771億8,978万円に対し4.6%増(313億円増)となり、過去最高を記録した。この内訳は、漁獲共済が前年度比1.7%増(60億円増)、養殖共済が前年度比9.0%増(169億円増)、特定養殖共済が前年度比7.2%増(79億円増)、漁業施設共済は前年度比2.2%増(4億円増)となっている。

なお、平成29年度契約分に係る支払状況は、令和2年3月末現在で支払件数9,485件、支払共済金222億70万円であり、また、平成30年度契約分に係る支払状況は、令和2年3月末現在で支払件数8,986件、支払共済金229億9,220万円であった。

(2) 漁業共済事業

ア 漁獲共済

この共済は、漁業者の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が共済限度額(過去一定年間の漁獲金額を基準として漁業者ごとに定める一定額)に達しない場合の損失について共済金を支払う事業である。

令和元年度の契約件数は、14,397件と前年度の14,428件に比べ減少し、共済金額では、3,677億9,756万円と前年度3,617億9,466万円に比べ1.7%の増加となった。

なお、平成29年度契約分に係る支払状況は、令和2年3月末現在で支払件数6,197件、支払共済金159億5,858万円であり、また、平成30年度契約分に係る支払状況は、令和2年3月末現在で支払件数4,905件、支払共済金139億4,653万円であった。

イ 養殖共済

この共済は、養殖中の水産動植物が、台風や津波、赤潮等の災害により死亡、流失した等の損害について共済金を支払う事業である。

令和元年度の契約件数は、5,661件と前年度の5,469件に比べ増加し、共済金額では、2,042億5,103万円と前年度1,873億1,929万円に比べ9.0%の増加となった。

なお、平成29年度契約分に係る支払状況は、令和2年3月末現在で支払件数1,013件、支払共済金31億1,105万円であり、また、平成30年度契約分に係る支払状況は、令和2年3月末現在で支払件数952件、支払共済金27億2,688万円であった。

ウ 特定養殖共済

この共済は、特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度額(過去一定年間の生産金額を基準として漁業者ごとに定める一定額)に達しない場合で、かつ、その生産数量が一定の数量に達しなかった場合の損失について共済金を支払う事業である。

令和元年度の契約件数は、8,215件と前年度の8,433件に比べ減少し、共済金額では、1,178億4,162万円と前年度1,099億2,864万円に比べ7.2%の増加となった。

なお、平成29年度契約分に係る支払状況は、令和2年3月末現在で支払件数1,686件、支払共済金26億972万円であり、また、平成30年度契約分に係る支払状況は、令和2年3月末現在で支払件数2,863件、支払共済金60億8,037万円であつ

た。

エ 漁業施設共済

この共済は、供用中の養殖施設又は漁具の流失、損壊等の事故による損害について共済金を支払う事業である。

令和元年度の加入件数は、28,072件と前年度28,892件に比べ増加し、共済金額では、185億5,505万円と前年度181億4,719万円に比べ2.2%の増加となった。

なお、平成29年度契約分に係る支払状況は、令和2年3月末現在で支払件数589件、支払共済金5億2,136万円であり、また、平成30年度契約分に係る支払状況は、令和2年3月末現在で支払件数266件、支払共済金2億3,841万円であった。

(3) 財政措置

国の財政措置として、漁業災害補償法に基づき、漁業共済に加入する中小漁業者が支払う共済掛金の一部の国庫補助等を行っている。

令和元年度における共済掛金国庫補助額は95億3,040万円であった。

また、漁業共済組合及び同連合会に対して、事業実施に必要な経費について3億6,130万円の助成を行った。

第9節 漁船漁業

1 底びき網漁業

概要：沖合底びき網漁業は15t以上の動力漁船により底びき網を使用し、おおむね北緯25度以北、東経153度以西、東経128度30分(一部128度)以東の太平洋、オホーツク海及び日本海で行う漁業である。操業区域は40以上に細分化されており、操業は資源保護上及び漁業調整上の厳しい制限の下に、主に自県沖を中心に行われている。

許認可隻数：令和2年1月1日現在で327隻であった。

船型：4つのトン数階層区分に分かれるが、新トン40t未満階層が126隻と最も多くなっている。

漁法：かけまわし、オッタートロール及び2そうびきであり、オッタートロールは北海道周辺及び宮城～千葉までの沖合で操業しており、2そうびきは岩手の一部、太平洋南海区及び島根～山口で操業している。北海道及びその他の海域においては主としてかけまわしによる操業が行われている。

漁獲量：令和元年は24万tで前年に比べ約2万t増加した。魚種別にはすけとうだら11万1千t、ま

だら2万4千t、するめいか6千tとなっている。

小型底びき網漁業は総トン数15t未満の動力漁船により底びき網を使用して営む漁業であり、地先沿岸を漁場とするものから沖合域を漁場とするものまで地域により多様であって、沿岸漁業の中においては、釣、延縄とともに代表的な地位を占めている。本漁業については、農林水産大臣の告示により、都道府県知事が許可することができる隻数の最高限度を定めている。また、海域によっては船舶の総トン数若しくは馬力数の最高限度を定めることができることとなっているほか、漁具漁法についても漁獲効率が低い2そうびき漁法、網口開口板等の使用を農林水産大臣が特に定める海域以外は禁止している。本漁業の令和2年1月現在の許認可総枠隻数は約2万2千隻である。令和元年の漁獲量は41万7千tで前年に比べ約3万5千t増加した。漁獲物はひらめ、かれい類、えび類、貝類の中高級魚が多く、生鮮、そう菜物として利用されている。なお、漁獲量のうち33万9千tは、北海道のほたてがいである。

遠洋底びき網漁業の令和2年1月1日現在の許認可隻数は5隻となっている。各水域における操業の概況は以下のとおりであった。

(1) 北西大西洋水域(NAFO水域)

カラスガレイ、アカウオ等を対象として1隻が操業。平成21年以降、日本漁船の操業がない状況が続いていたが、平成28年より操業を再開した。

(2) 天皇海山水域

キンメダイ、クサカリツボダイを対象として3隻が操業。

(3) インド洋

キンメダイを対象として1隻が操業。

2 まき網漁業

総トン数40t(北海道恵山岬灯台から青森県尻屋崎灯台に至る直線の中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋崎灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島崎灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線から成る線以東の太平洋の海域にあっては、総トン数15t)以上の動力漁船によりまき網を使用して行う大中型まき網漁業の令和2年1月1日現在の許認可隻数は、124隻であった。また5t以上40t未満(北部太平洋海域においては15t未満)の中型まき網漁業の大臣枠付隻数は、令和2年1月1日現在で496隻となっている。令和元年にお

けるまき網漁業の漁獲量は約 127 万 t (うち大中型まき網漁業約 91 万 t) で、前年より約 10 万 t 減少した。

注：令和元年の漁獲量には、調査結果の秘密保護の観点から大中型まき網 2 そうまきの漁獲量を含まない。

3 かつお・まぐろ漁業

総トン数 10 t 以上の漁船によって営まれる本漁業は、その漁船の規模により近海かつお・まぐろ漁業(10 t 以上 120 t 未満)及び遠洋かつお・まぐろ漁業(120 t 以上)に分けられる。

これらの許認可船の隻数は、令和 2 年 3 月 31 日現在総数 521 隻となっている。

主漁場は、公海及び外国の EEZ であるが、資源の悪化による地域漁業管理機関における漁獲枠削減や入漁協定において沿岸国の入漁条件が厳しくなっていることなどにより漁場の確保が厳しくなっている。

表 21 かつお・まぐろ漁業

(1) かつお・まぐろ漁業許認可隻数	
(令和 2 年 3 月 31 日現在)	
遠洋かつお・まぐろ漁業	229 隻
近海かつお・まぐろ漁業	292 隻
合計	521 隻
(2) かつお・まぐろ漁業の漁獲量	
(令和元年、かつこ内は前年)	
まぐろはえなわ漁業	113 千 t (117 千 t)
かつお一本釣り漁業	80 千 t (101 千 t)
合計	193 千 t (218 千 t)

4 さけ・ます漁業

令和元年度のさけ・ます漁業については、日ロ漁業合同委員会第 35 回会議及び政府間協議の結果を受け、日本 200 海里内においては、2,050 t の漁獲割当量となり、ロシア 200 海里内においては、調査船 1 隻を用いた曳き船による試験的な操業が行われた。

(1) 中型さけ・ます流し網漁業

ア 太平洋海域

太平洋中型さけ・ます流し網漁業は、平成 4 年度からの公海操業の停止を受け、ロシア 200 海里内のみの操業となっていたが、平成 27 年 6 月に流し網漁を禁止するロシア連邦法が成立したため、

平成 28 年 1 月以降ロシア水域における我が国さけ・ます流し網漁業が行い得なくなった。

イ 日本海海域

日本 200 海里内においては、採算性の面から出漁を見合わせた。

(2) 太平洋小型さけ・ます流し網漁業

日本 200 海里内においては、2,050 t の漁獲割当量となり、41 隻が 4 月 10 日から 7 月 2 日まで操業し、漁獲実績は 732.083 t であった。ロシア 200 海里内においては、平成 27 年 6 月に流し網を禁止する連邦法が成立したため、平成 28 年 1 月以降ロシア水域における我が国さけ・ます流し網操業が行い得なくなった。

5 さんま漁業

さんま漁業は大きく分けて、総トン数 10 t 以上の漁船により棒受網を使用してさんまを獲る指定漁業の北太平洋さんま漁業と 10 t 未満の漁船により棒受網や刺網を使用する知事許可漁業がある。

このうち北太平洋さんま漁業の操業期間は、索餌のための北上群及び産卵のための南下魚群が形成される 8 月 1 日から 12 月 31 日までと限定されていたが、近年、海洋環境の変化により漁場が沖合域で 8 月より早期に形成されるようになったため、操業期間の制限を見直し、周年操業を可能とした、さけ・ます流し網漁業等との兼業船も多い。また、さんまの漁場は海況の影響などによって年毎に変わるが、大体、漁期初めの 8 月～9 月は千島列島沖、8 月～10 月は道東沖、10～11 月頃三陸沖に南下、11 月～12 月頃には房総半島沖まで南下、これに応じて主要水揚港も道東～三陸～房総等と推移する。

令和 2 年 3 月末現在の北太平洋さんま漁業の許認可隻数は 171 隻である。本漁業の令和元年の漁獲量は 40,517 t であった。

6 ずわいがに漁業

日本海及びオホーツク海のずわいがには、主として沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業及びかご漁業により漁獲されている。このうち、ずわいがにを漁獲目的とする 10 t 以上船により行われる漁業(小型機船底びき網漁業及び沖合底びき網漁業を除く。)については、特定大臣許可漁業となっており、同漁業による採捕のみならず、沖合底びき網漁業・小型機船底びき網漁業も含めて、ずわいがにの禁漁期間、体長制限等が省令に規定されている。令和元

年度の許可隻数は、かご漁船 15 隻であった。令和元年のずわいがにの全国漁獲量は約 3 千 5 百 t で前年に比べ約 7 百 t 減少した。

7 いかつり漁業

いかつり漁業は大きく分けると船舶の総トン数により、その制度的扱いを異にしている。総トン数 30 t 以上の動力漁船によりいか釣り漁業を営むものについては平成 14 年 4 月に「中型いかつり漁業」（我が国近海が主漁場）と「大型いかつり漁業」（海外が主漁場）を統合し、「いか釣り漁業」として指定漁業の業種に追加し、平成 19 年 8 月の許可等の一斉更新に際し、操業区域・規制ラインの見直し等を行った。

また、30 t 未満の漁船については、都道府県知事許可等であるが、するめいかを目的とする 5 t 以上 30 t 未満船は、平成 10 年から農林水産大臣の届出が必要となっている（小型するめいか釣り漁業）。

我が国近海で操業するいか釣り漁業（指定漁業）については、船団別に、日本海・太平洋を主漁場として、5 月頃から 1 月頃にかけてスルメイカを漁獲する漁船、6 月頃から 10 月頃に東シナ海でヤリイカを漁獲する漁船、1 月頃から 3 月頃に太平洋側のアカイカを漁獲する漁船、5 月頃から 7 月頃に北太平洋（東経 170 度以東）のアカイカを漁獲する漁船に大別できる。

令和 2 年 3 月末現在のいか釣り漁業の許認可隻数は 73 隻（うち旧大型いかつり漁業が 7 隻、旧中型いかつり漁業が 66 隻）であり、小型するめいか釣り漁業の届出隻数は 2,283 隻である。令和元年の沖合いか釣り漁業の漁獲量は 16,100 t、沿岸いか釣り漁業の漁獲量は 21,100 t であった。

8 かじき等流し網漁業

かじき等流し網漁業は大目流し網漁業とも呼ばれ、かじき、かつお又はまぐろをとることを目的とした漁業であり、中型さけ・ます漁業、さんま漁業等との兼業がみられる。この漁業は三陸沖を中心に古くから行われ、国際環境の変化により平成元年 8 月に届出漁業とした。さらに、公海における操業は、平成 4 年 12 月末をもって停止となり、現在では、房総半島沖から北海道東沖にかけて日本の排他的経済水域を主漁場として継続して操業が行われている。

かじき等流し網漁業は、総トン数 10 t 以上の漁船で大臣届出制となっていたが、平成 30 年 1 月 1 日よ

り特定大臣許可漁業となっている。一方で各道県沖については、知事許可が必要となっている。本漁業の令和元年の漁獲量は約 4,000 t であった。

9 捕鯨業

(1) 商業捕鯨の中断

1982 年、国際捕鯨委員会 (IWC) はブライトン（英国）総会において、1985/86 年漁期から商業捕鯨を一時停止し、遅くとも 1990 年までに鯨類資源状態の見直し(包括的評価)を行いゼロ以外の捕獲枠の設定につき検討すること(いわゆる「商業捕鯨モラトリアム」)を決定した。これに対し我が国は条約の規定に基づき異議申し立てを行った上で捕鯨業を継続したが、1986 年、日米協議の結果異議申立を取り下げ、1988 年、大型鯨類を対象とする捕鯨業を一旦中断した。

(2) IWC の正常化に向けた取組

「商業捕鯨モラトリアム」成立より後、IWC は、持続的利用国と反捕鯨国との対立から、条約の目的である鯨類資源の「持続的利用」のための有効な決定ができない状態が継続し、機能停止に陥った。

1992 年、鯨類資源を持続的に利用するための捕獲枠の算出方式(改訂管理方式 (RMP))が IWC 科学委員会により完成された。しかし、反捕鯨国は RMP では十分とせず、新たな監視取締制度 (RMS) の必要性を提起し、1992 年以降 14 年間に延べ 45 回の RMS 関連会合が開催された。2006 年のケンブリッジ(英国)会合で、反捕鯨国は RMS の議論継続を拒否し、作業は実質上停止した。

我が国は、2007 年のアンカレッジ(米国)総会で、このままでは IWC の正常化の可能性が見いだせないとして、IWC に対する対応を根本的に見直す可能性が出てきたことを明言した。その後、ホガース議長(米国)が主導しマッキエラ議長(チリ)に引き継がれた「IWC の将来」プロセスにおいて、持続的利用支持国と反捕鯨国との間の妥協案(南極海での捕獲調査の段階的縮小と沿岸捕鯨業の容認)が策定され、我が国と米国、NZ 等との間で合意が模索されたが、2010 年のアガディール(モロッコ)総会で、豪・ラ米諸国等が、一頭たりとも捕鯨は認められないと議論継続を拒否し、交渉が頓挫した。

2014 年のポルトロージュ(スロベニア)総会で、我が国は、反捕鯨国が主張する予防的な仮定を盛り込んだ上で RMP による日本沿岸でのミンククジラ捕獲枠を提案したが、投票で否決された。総会后、反

対票を投じた加盟国に対し、反対理由等を求める質問票を公開で送付したところ、反対国は、科学的・法的な根拠に基づく理由でなく政策的立場に基づき反対したことが明確になり、鯨と捕鯨に関する根本的な立場の違いが根底にあることが鮮明になった。

2016年のポルトロージュ総会で、我が国は、この根本的な立場の違いを踏まえ、IWCの機能回復を目指す「IWCの今後の道筋」の議論の実施を提案し、合意された。しかしながら、会合後の我が国からの議論の呼び掛けに対し、反捕鯨国は極めて消極的な姿勢に終始した。

2018年のフロリアノポリス（ブラジル）総会で、我が国はそれまでの議論を踏まえ、条約の目的に基づくIWCの機能回復と立場の異なる加盟国の共存を訴えIWC改革案を提案した。これに対し、反捕鯨国は「IWCは保護のみを目的に「進化」している、商業捕鯨につながるいかなる提案も認めない」、など強硬に反対し、我が国提案は投票で否決された。

(3) 商業捕鯨の再開

フロリアノポリス総会でIWCにおける根本的に立場の異なる二つのグループの共存が完全に不可能となった状況を受け、慎重な検討を経て、我が国は科学的根拠に基づく鯨の持続的利用を追求することを決断した。我が国は、2018年12月26日の内閣官房長官談話を通じて、国際捕鯨取締条約(ICRW)からの脱退(2019年6月末に効力発効)と、2019年7月からの大型鯨類を対象とした捕鯨業の再開を公表した(https://www.kantei.go.jp/jp/tyokan/98_abe/20181226danwa.html)。

2019年7月に再開した大型鯨類を対象とした捕鯨業は、①我が国の領海及び排他的経済水域を操業水域とし、②十分な資源の存在が確認されているミンククジラ、ニタリクジラ、イワシクジラを対象に、③資源に悪影響を与えないようRMPに沿って算出された捕獲可能量の範囲内で設定された捕獲枠で、沖合の母船式捕鯨業と沿岸の小型捕鯨業によって行われている。2020年は再開後初めての周年操業となるが、2019年と同様の捕獲枠(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-40.pdf>)の範囲内で現在操業が行われている。

(4) 鯨類科学調査

我が国は、持続的な鯨類資源の利用のために必要な科学データの収集と、国際的な鯨類資源管理への貢献・協力を目的に、鯨類科学調査を実施している。

2019年度は、6月まで太平洋とオホーツク海沿岸で新北西太平洋鯨類科学調査(NEWREP-NP)に基づく

捕獲調査を行うとともに、南極海鯨類資源調査(JASS-A)、北太平洋鯨類資源調査(JASS-NP)、IWC/日本共同北太平洋鯨類生態系調査(IWC-POWER)、日露共同オホーツク海鯨類目視調査などの非致命的調査や、捕鯨業からの科学的情報の収集などを実施した。

(5) 小型捕鯨業

2019年7月1日からの大型鯨類を対象とした捕鯨業の再開に伴い、およそ31年ぶりに小型捕鯨業においてミンククジラの捕獲が行われ、初年(R2.7.1~R2.12.31)は33頭を捕獲した。2020年の小型捕鯨業のミンククジラの捕獲枠は100頭であり、4月から操業が開始される予定である。その他、小型捕鯨業では、歯鯨であるツチクジラやコビレゴンドウの捕獲を行っている。(歯鯨類についてはICRWの対象外であることから、「商業捕鯨モラトリウム」期間中も操業が継続して行われていた。)

(6) 母船式捕鯨業

2019年7月1日からの大型鯨類を対象とした捕鯨業の再開に伴い、およそ31年ぶりに母船式捕鯨を再開した。再開初年はニタリクジラ187頭(捕獲枠187頭)、イワシクジラ25頭(捕獲枠25頭)、ミンククジラ11頭(捕獲枠11頭)を捕獲した。2020年からは再開後初めての周年操業となり、2~3月には小笠原諸島周辺海域において、ニタリクジラ20頭を捕獲した。今後、5~7月に本州南部~三陸沖、9~11月に三陸沖~道東沖にて、ニタリクジラとイワシクジラを対象とした操業が行われる予定。

10 遊漁・海面利用

国民の自然志向・健康志向などを背景として海の利用のニーズが多様化する中で、従来からの釣り、潮干狩りといった遊漁活動に加え、ヨット・モーターボート、水上オートバイなどのプレジャーボートやスキューバダイビングなど、多様な海洋性レクリエーションが進展している。

このような状況の中、漁業者、遊漁者、海洋性関係者等からなる海面利用協議会が都道府県に設置され、調和がとれた海面利用を図っている。

遊漁船業については、各都道府県に登録した遊漁船業者数は、令和2年3月31日時点において12,838業者、登録された遊漁船の隻数は、15,639隻であった。

また、遊漁船業での事故分析を行うとともに遊漁船業者等に対する安全講習会の開催、各種イベント

等に指導員を派遣し現場で遊漁の安全指導等を行う遊漁船安全対策推進事業を実施した。

第10節 我が国における漁業取締り

1 外国漁船の取締り

我が国水域では、日ソ地先沖合漁業協定(昭和59年12月発効)、新日韓漁業協定(平成11年1月発効)及び新日中漁業協定(平成12年6月発効)に基づき、我が国が許可を発給することにより、外国漁船が操業を行っている。また、平成25年4月には日台民間漁業取決めが署名され、同取決めの下で定められる操業ルール等に従い、台湾漁船も操業している。水産庁では、これらの外国漁船による違反操業の防止・取締りのために立入検査等を実施するとともに、操業条件違反及び無許可で操業を行う外国漁船の拿捕、違法に設置された漁具の押収等を実施している。特に、外国漁船による違反が頻発している九州・沖縄・山陰周辺等の海域及び違法操業を目的に侵入しようとする外国漁船が後を絶たない日本海大和堆周辺水域については、漁業取締船・取締航空機を重点的に配備している。

令和元年の水産庁による外国漁船への取締実績は、立入検査8件(韓国6件、ロシア2件)、拿捕1件(韓国1件)であった。なお、相互入漁のための中国、韓国との漁業交渉が合意に至っておらず、韓国漁船に対しては平成28年7月より、中国漁船に対しては同29年6月より我が国水域での操業の許可を発給していないため、立入検査件数が減少している(平成27年111件→令和元年8件)。

また、日本海大和堆周辺水域においては、我が国水域に違法操業を目的に侵入する多数の外国漁船に対し、退去警告や放水等を行い、我が国水域から退去させている。これら外国漁船への退去警告隻数は延べ5,122隻で、そのうち退去警告に従わなかった延べ1,590隻に対して放水を行った。

外国漁船による違法設置漁具の押収量は、刺し網が7.5km、はえ縄が0.9km、かご漁具が3,125個にのぼった。

2 沿岸・沖合等漁業の取締り

水産庁における我が国の沿岸・沖合等漁業に関する取締りは、主として指定漁業、特定大臣許可漁業等に対して行っているが、併せて都道府県の知事許

可の沿岸漁業に対しても指導・取締りを行っている。

また、検挙した漁船に対しては、司法処分が科されるとともに停泊処分等の行政処分を実施しており、令和元年における検挙件数は10隻(小型機船底びき網漁業)であった。

3 漁業取締体制の強化

水産庁では、漁業取締りのため、漁業取締船(官船8隻、用船37隻)、漁業取締航空機(チャーター機4機)を配備している。

水産庁では2020年3月に、55年ぶりとなる新造船の白鷺丸を新たに就航させるとともに、境港支部に配属されている白嶺丸を大型化(499トンから913トン)して更新するほか、2021年度には、更に新造の2,000トン級の漁業取締船を新たに就航させるとともに、既存の漁業取締船を大型化(500トン級から900トン級)して更新することとしており、新しく漁業取締船を建造する際には、放水銃の強化や防弾化を施して取締能力を向上させるほか、冬場の荒れた海象の下でも取締りに従事できるよう大型化することで、取締体制の強化を図っている。

第11節 国際漁業交渉

1 海洋法条約の発効と国際連合における漁業の議論

(1) 海洋法に関する国際連合条約

200海里漁業専管水域、さらには200海里経済水域の設定は1970年代末から実質的な適用が各国によって始められていたが、「海洋法に関する国際連合条約」(UNCLOS)が1994年11月16日に批准国数を満たして発効したため、我が国は1996年7月20日に同条約を受諾すると共に、国内法を整備することとなった。

(2) 公海漁業をめぐる動き

実質的な200海里体制に伴って、1980年代には国連における漁業の議論は公海を中心とするものに移行した。1980年代末に南太平洋から始まった公海流し網漁業規制の動きはその後加速し、1991年の国連総会では、公海大規模流し網漁業の停止を勧告する国連決議が採択された。また、1992年には国連地球(環境)サミットの結果を受けて設置された持続可能な開発委員会(CSD)においては、公海における海洋保護区の設置や小規模島嶼国の持続可能な開発に関する議論が行われて、以降の公海漁業に関する議論に

影響を及ぼすこととなった。

2000年代に入り、国連は、環境保護団体等の強力な圧力を受けて、底びき網漁業等が公海深海底の生態系に影響を与えているとし、2006年の総会において、地域漁業管理機関や関係国が脆弱生態系及び深海漁業資源の適切な保存管理措置を講じることを求める決議を採択した。この決議は既存の地域漁業管理機関に大きな影響を与えたほか、底魚資源に関する地域漁業管理機関が設置されていない北太平洋、インド洋等において、新たな地域漁業管理機関の設置が急務となった。

我が国は、特に北太平洋公海での新たな地域管理機関の設置に中心的な役割を果たし、2015年7月には北太平洋漁業委員会(NPFC)が設置された。

(3) FAO水産委員会等における議論

漁業資源に関する権利と義務がUNCLOSによって概ね確定したことを受けて、国連食糧農業機関(FAO)は、途上国、沿岸国の漁業管理責任にも着目し、1995年には「責任ある漁業のための行動規範」を採択している。その後、はえ縄漁業による海鳥の混獲管理やサメ類の保存管理等の国際行動計画、IUU漁業対策に係る国際行動計画等を策定し、行動規範の履行を推進している。これらの行動計画の実施状況等については、定期的にFAO水産委員会においてレビューされている。

2 二国間交渉

(1) 日ロ漁業委員会第36回会議

2020年の日ロ双方の漁船の相手国200海里水域における操業条件について協議する日ロ漁業委員会第36回会議が、2019年12月2日から12月7日までモスクワにおいて開催された。

(協議の経過)

日ロ漁業委員会第36回会議は、日本側からは神谷水産庁資源管理部長ほか、ロシア側からはサフチュクロシア連邦漁業庁副長官ほかが出席した。

本協議は、厳しいものとなったが、日本側漁業者の希望を踏まえ粘り強く交渉した結果、次の内容で妥結した。

(妥結の内容)

ア ロシア水域における日本漁船の操業条件

(ア) 相互性入漁

- a 漁獲割当量は90,000 t(前年77,500 t)。
- b 日本側(民間団体)からロシア側に対して支払ってきた協力費については中断(前年7億

871.5万円)。

(イ) 有償操業

a 漁獲割当量は1,062.2 t(前年同)。

b 日本側(民間団体)はロシア側に4,112.2万円を支払う(前年同)。

(ウ) 共通事項

許可隻数枠は相互性、有償併せて607隻(前年同)。

イ 日本水域におけるロシア漁船の操業条件

(ア) 漁獲割当量は90,000 t(前年77,500 t)。

(イ) 許可隻数枠は89隻(前年同)。

(2) 日ロ漁業合同委員会第35回会議

日ロ漁業合同委員会第35回会議が2019年3月18日から3月22日までの間、モスクワにおいて開催された。

本委員会においては、当面する漁期におけるロシアを母川国とする溯河性魚類(さけ・ます)の日本による漁獲の条件が決定されるとともに、北西太平洋の公海における生物資源の保存及び管理の問題、漁業の分野における両国政府間の科学技術協力等につき広く意見交換が行われた。

(協議の概要)

日ロ漁業合同委員会第35回会議は、日本側からは保科水産庁増殖推進部長ほか、ロシア側からはサフチュクロシア連邦漁業庁副長官ほかが出席した。本協議においては、日本側から海洋環境の影響により漁獲が不安定かつ低調な状態が続いていることから、協力費の引き下げを主張したが、ロシア側は、資源量は高水準にあり、漁獲が十分に見込まれることから協力費の引き上げを主張した。この結果、最終的に次の内容で妥結した。

ア 2019年に日本漁船が日本200海里内で漁獲するロシア系さけ・ますの上限量は2,050 t(前年同)。

イ 日本200海里内を回遊するロシア系さけ・ますの保存への協力の一環として、日本側(民間団体)はロシア側に対して2億6,412万円～3億13万円(前年2億6,484万円～3億12万円、具体的な額は漁獲実績に応じて決定。)に相当する機械及び設備をさけ・ます再生産のためロシア側に供与する。

このほかの議題である、漁業の分野における両国の民間ベースでの協力については、今後とも互恵的な形で発展させていくことで一致し、2019年の漁業の分野における両国政府間の科学技術協力計画が採択される等、幅広い議論が行われた。

(3) ロシア連邦の200海里水域における日本国の漁船によるロシア系さけ・ますの2019年における漁獲に関する日ロ政府間協議

本協議は2019年3月20日から3月22日までモスクワにおいて開催された。

本協議においては、我が国漁船によるロシア連邦の200海里水域におけるロシア系さけ・ますの漁獲の条件が決定された。

(協議の概要)

日本側からは保科水産庁増殖推進部長ほか、ロシア側からはサフチュクロシア連邦漁業庁副長官ほかが出席した。

本協議では、2016年1月からロシア水域において流し網漁業が禁止されたことから、漁船を用いた曳き網による試験的な操業を行うための漁獲割当量及び入漁料に関する交渉を行った結果、次のとおりの内容で妥結した。

(妥結の内容)

漁獲割当量は95t(前年同)。

操業隻数は1隻(前年同)。

(4) 日韓漁業協定

1998年9月25日、日本海及び済州島南部水域での暫定水域の設定、すけとうだら、ずわいがに、その他の漁獲量の取扱い等に関して基本合意に達し、11月28日に鹿児島で署名が、12月11日に我が国国会で、翌年1月6日に韓国の国会で協定が承認された。

他方、基本合意後において双方のEEZにおける操業条件、漁獲割当量や暫定水域での資源管理等について協議が続けられたものの、特に韓国のズワイガニを目的とする底刺し網漁業、かご漁業の扱いを巡って韓国側と日本側との意見が対立した。このため1999年1月22日、協定は発効したものの、双方のEEZでの相手国漁船の操業は行えない状況が続いた。2月5日、日韓双方の相手国水域での操業条件についての合意が得られ、2月22日から相手国水域での相互操業が行われた。その後、毎年、自国EEZに入漁する相手国漁船の操業条件について協議が行われている。

2015年漁期(2015年1月20日～2016年6月30日)以降の相互入漁条件等については、2016年5月以降協議を行っており、同年7月からは相互入漁を一時中断した上で協議を継続しているが合意に至っていない。

(5) 日中漁業協定

日中間においては、2000年2月に北京で開催された大臣級協議により、UNCLOSの趣旨に即した新たな

協定を、2000年6月1日に発効することで意見が一致した。それに伴い、2000年4月から相手国入漁のための操業条件等の決定のために3回の部長・副局長協議を開催し、2000年5月18日に2000年漁期の操業条件について合意し、2000年6月1日に新協定が発効した。

日中漁業協定に基づき、日中漁業共同委員会において、EEZに入漁する相手国漁船の操業条件等について両国へ勧告されているほか、暫定措置水域における資源管理措置、日中海洋生物資源専門家小委員会の設置等を決定している。

本枠組みの下、協定発効以来毎年、2019年に至るまで、我が国EEZへの中国漁船の入漁条件や、暫定措置水域の資源管理措置等について協議を行っており、2016年の共同委員会では、2016年漁期の操業条件のほか、東シナ海の資源の保護の促進のため、暫定措置水域における中国まき網漁業の漁獲量上限の努力目標値の新設し、また、中国の無許可漁船の根絶対策の促進や中国の虎網漁船等の管理強化(隻数の凍結及び今後の削減等)などについて引き続き、両国で連携・協力して取り組むこと等を日中両国政府に勧告することを決定している。

(6) 日台民間漁業取決め

日台間においては、2013年4月に、我が国の公益財団法人交流協会と台湾の亜東関係協会との間でいわゆる日台民間漁業取決めが締結された。

この取決めは、日台双方が友好と互恵協力の精神で協議を積み重ねた結果、東シナ海における平和及び安定の維持、友好及び互恵協力の推進、海洋生物資源の保存及び合理的な利用並びに操業秩序の維持を目的として、日台双方の民間窓口機関の間での署名に至ったものである。

この取決めが適用される水域は、東シナ海の北緯27度以南の一定のEEZであり、クロマグロ等の好漁場となっている。この水域で操業方法が異なる日台の漁船がトラブルなく操業するためには一定の操業ルールが必要であることから、本取決めに基づき設置された日台漁業委員会において、2014年1月の第3回会合において日台双方の漁船が遵守すべき操業ルールが決定された。さらにその後の協議において、特別協力水域のうち北緯26度以南において台湾はえ縄漁船が可能な限り投縄しない水域を設けることや取決め適用水域全域において8月から翌年3月までの間、はえ縄漁船は適切な船間距離を確保することなどで合意した。2016年3月の第5回会合においては、八重山北方三角水域における操業ルールにつ

いて検討する専門会議の開催に合意した。2017年3月1日から3日の第6回会合においては、トラブルを避けるため、それぞれの漁船へのAIS(船舶自動識別装置)の搭載を推奨すること等の操業ルールの見直しを行った。2018年3月16日の第7回会合においては、八重山北方三角水域における操業ルールとして、日台それぞれのルールで操業できる水域を分け、試行的に操業することやAISを付けた漁具を台湾漁船が適切に利用するよう暫定ルールを作ることで合意した。2019年4月10日の第9回会合においては、昨年と同様の内容で合意した。2020年においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、日台漁業委員会が中止となり、昨年のルールを継続して運用することとなった。

(7) 日パプアニューギニア漁業交渉

1978年に締結された日・パプアニューギニア漁業協定により、我が国まぐろはえ縄・かつお一本釣り・まき網漁船が入漁していたが、1986年12月、パプアニューギニア側が従来の入漁料より2倍以上の値上げを要求したため交渉は決裂し、協定は1987年3月をもって失効した。2006年4月に本格的な入漁交渉を再開し、同年5月1日から、まき網漁船の入漁が認められ、また、2015年1月からは、はえ縄漁船の入漁も開始され、現在に至るまで安定的な入漁関係が維持されている。

(8) 日キリバス漁業交渉

1978年6月に発効した日・ギルバート諸島政府間漁業協定(キリバスの独立は1979年7月12日)に基づき、まぐろはえ縄・かつお一本釣りを対象とする入漁協定が1978年7月に発効した。入漁協定は操業条件をめぐる4度にわたる決裂中断があった(1981年7月-10月、1982年11月-1983年8月、1993年8月-9月、1997年6月-9月)。その後は安定的な入漁関係が維持されていたが、はえ縄については操業条件をめぐる交渉がまとまらず、協定は2016年11月をもって失効した。まき網漁船を対象とする入漁協定は、1993年9月に発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。

(9) 日ソロモン諸島漁業交渉

1978年9月に発効した日・ソロモン諸島政府間漁業協定に基づき、まぐろはえ縄・かつお一本釣り漁船を対象とする入漁協定が1978年10月に発効した。入漁協定は操業条件をめぐる2度にわたる決裂中断があった(1982年10月-1983年1月、1999年1月-2000年9月)。その後は安定的な入漁関係が維持されていたが、はえ縄漁船については操業条件をめぐり交渉がまとまらず、協定は2015年12月をもって失効した。その後、2016年4月に入漁が再開したものの、2016年12月、操業条件をめぐる交渉がまとまらず、協定は2016年12月をもって再度失効した。一本釣りについては現在まで安定的な入漁関係が維持されている。また、まき網漁船については、入漁協定が2000年10月に発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。

り交渉がまとまらず、協定は2015年12月をもって失効した。その後、2016年4月に入漁が再開したものの、2016年12月、操業条件をめぐる交渉がまとまらず、協定は2016年12月をもって再度失効した。一本釣りについては現在まで安定的な入漁関係が維持されている。また、まき網漁船については、入漁協定が2000年10月に発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。

(10) 日ミクロネシア連邦漁業交渉

1979年4月にまぐろはえ縄・かつお一本釣り・まき網漁船を対象とする入漁協定が発効した。入漁協定は操業条件をめぐる2度にわたる決裂中断があった(1982年1月-4月、1983年8月-1984年2月)。その後は安定的な入漁関係が維持されていたが、凍結まぐろはえ縄漁船については操業条件をめぐる交渉がまとまらず、協定は2015年12月をもって失効した。生鮮まぐろはえ縄・かつお一本釣り・まき網漁船については現在まで安定的な入漁関係が維持されている。

(11) 日マーシャル諸島漁業交渉

1979年7月、まぐろはえ縄・かつお一本釣り漁船を対象とする入漁協定が発効した。その後、先方政府からの希望により、日・マーシャル諸島漁業協定が1981年4月に発効し、まぐろはえ縄漁船・まき網漁船については現在まで安定的な入漁関係が維持されている。一本釣りについては操業条件をめぐる交渉がまとまらず、協定は2015年12月をもって失効したが、2016年9月に再度協定が発効され、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。

(12) 日パラオ漁業交渉

1979年1月にまぐろはえ縄・かつお一本釣り・まき網漁船を対象とする入漁協定が発効した。入漁協定は操業条件をめぐる3度にわたる決裂中断があった(1982年10月-1983年12月、1986年7月、1991年8月-1992年1月)。その後は安定的な入漁関係が維持されている。

(13) 日ツバル漁業交渉

1986年6月に発効した日・ツバル漁業協定に基づき、まぐろはえ縄・かつお一本釣り漁船を対象とする入漁協定が1986年6月に発効した。入漁協定は操業条件をめぐる2度にわたる決裂中断があった(1988年6月-1990年5月、1991年6月-1994年2月、2016年12月-2017年12月)。かつお一本釣りは安定的な入漁関係が維持されているが、まぐろはえ縄漁船は、操業条件をめぐる交渉がまとまらず、継続協議となっている。まき網漁船を対象とした入

漁協定は、1998年3月に発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。

(14) 日ナウル漁業交渉

1994年7月にまぐろはえ縄・かつお一本釣り・まき網漁船を対象とする入漁協定が発効し、現在まで安定した入漁関係が維持されている。

(15) 日フィジー漁業交渉

1998年7月にまぐろはえ縄・かつお一本釣り・まき網漁船を対象とする入漁協定が発効し、現在まで安定した入漁関係が維持されているが、入漁実績はない。

(16) 日モロッコ漁業交渉

1985年に署名された日・モロッコ漁業協定に基づき、毎年、モロッコ水域におけるまぐろはえ縄漁船の操業条件等について協議を行っている。同協定が署名されて以降、現在に至るまで安定した入漁関係が維持されている。

(17) 日ペルー非公式漁業協議

ペルーにおいて2011年10月に交付された大統領令「アメリカオオアカイカ漁業管理法施行規則」において、外国漁船の入漁については「価格競争公開入札」によるとされたが、入札制度が整備されず、2012年1月1日以降、ペルー水域内での操業は停止した。2012年10月10日に非公式協議を開催し、入札制度に関する意見交換及び入札の早期実施を要請したが、制度未整備の状態が続いている。

3 多国間交渉

(1) 国際捕鯨委員会 (IWC)

① 我が国の国際捕鯨取締条約 (ICRW) からの脱退

我が国は、科学的根拠に基づいて水産資源を持続的に利用するとの基本姿勢の下、1988年以降中断している商業捕鯨を2019年7月から再開することとし、国際捕鯨取締条約 (ICRW) から脱退することを決定。2018年12月26日、本条約の寄託政府である米国政府に脱退を通告し、2019年6月30日にICRWからの脱退の効力が発生した。

我が国は、ICRWからの脱退後も、IWCにオブザーバーとして参加するなど、国際機関と連携しながら、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に貢献していくこととしており、水産資源の持続的利用という我が国の立場を共有する国々との連携をさらに強化しつつ、IWCが本来の機能を回復するよう取り組んでいくこととしている。

② 第68回国際捕鯨委員会 (IWC) 総会

第68回IWC総会は、当初2020年9月から開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、約1年間延期され、2021年9月にポルトロージュ (スロベニア) での開催が予定されている。

(2) 北太平洋溯河性魚類委員会 (NPAFC)

北太平洋におけるさけ・ます資源の保存を目的とした同公海海域におけるさけ・ます漁業の禁止を主たる内容とした「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」は、1993年2月16日に発効したが、本条約に基づき「北太平洋溯河性魚類委員会 (NPAFC)」の年次会議が1993年以降毎年開催され、締約国間の取締り協力、さけ・ます資源に関する科学的知見等について協議が行われている。

2019年については、第27回年次会議がポートランド (米国) で5月13日から5月17日まで開催され、条約加盟国である日本、米国、カナダ、ロシア、韓国 (2003年加盟) の5か国の他、オブザーバーとして北太平洋漁業委員会 (NPFC) 等が出席した。

主な討議内容として、取締活動については、各国から2018年のNPAFC条約水域 (北緯33度以北の北太平洋公海) における、さけ・ます違法操業の取締りに関する報告が行われ、引き続き加盟国間で連携を図り、条約水域における違法操業の防止に取り組むことで一致した。

また、さけ・ます資源に関する科学調査については、さけ・ますの資源量が北太平洋東部においては高い水準にあるものの、北太平洋西部においては減少傾向であることが確認されたほか、今後の調査の方向性について議論が行われた。次回の第28回年次会議は、函館 (日本) で2020年5月中旬に開催されることが決定された。

(3) 北西大西洋漁業機関 (NAFO)

2019年9月にボルドー (フランス) において、第41回年次会合が開催された。

ア カラスガレイ (3LMNO区) の総漁獲可能量 (TAC) 及び漁獲枠

2020年のTACは、昨年の12,242tから12,542tに増加した。また、我が国の漁獲枠も昨年の1,255tから1,286tに増加した。

イ アカウオ (3M区及び3O区) の総漁獲可能量 (TAC) 及び漁獲枠

2020年3M海区のTACは、昨年の10,500tから8,590tへ減少し、3O海区は昨年どおりの20,000tとなった。我が国については、従来と同水準の漁獲枠 (400t及び150t) が確保された。

(4) 全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC)

2019年に、ビルバオ(スペイン)にて第94回会合(年次会合)が開催され、東部太平洋のまぐろ資源の保存管理につき議論が行われた。

ア 太平洋クロマグロ

以下の保存管理措置が継続されることとなった。

(7) 管理目標

親魚資源量を2024年までに歴史的中間値まで60%以上の確率で回復させることを暫定回復目標とすること。

(イ) 商業漁業については、2019年及び2020年の年間漁獲上限3,500tを原則とし、2年間の合計が6,200tを超えないように管理する。

(ロ) 30kg未満の漁獲の比率を50%まで削減するよう努力する。

イ メバチ・キハダ

まき網漁船による集魚装置(FADs)の管理強化については、意見が集約されず、来年に向けて引き続き検討を行っていくこととなり、2020年まで、以下の保存期間措置が継続されることとなった。

(7) まき網漁業

- a 72日間の全面禁漁
- b 沖合特定区での1か月間の禁漁
- c 集魚装置(FADs)の使用数を大型まき網漁船で450個に制限措置

(イ) はえ縄漁業

国別メバチ漁獲枠(我が国漁獲枠は32,372t)

(5) 大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT)

2019年11月にパルマ・デ・マヨルカ(スペイン)において、大西洋まぐろ類保存国際委員会第26回通常会合(年次会合)が開催された。

ア 条約改正

条約の改正について、対象魚種の拡大や漁業主体の規定を含む条約改正案が承認された。

イ 熱帯マグロ類の資源管理措置

メバチ総漁獲可能量(TAC)が2020年62,500t(うち日本の割合は13,980t)、2021年61,500t(国別漁獲上限未設定)に合意された。(2018年の我が国漁獲量は9,850t)

ウ ヨシキリザメの資源管理措置

総漁獲可能量(TAC)と国別割当について議論され、北資源は39,102t(うち日本の割当は4,010t)、南資源は28,923tに合意された。

(6) 南極海洋生物資源保存委員会 (CCAMLR)

2019年10月にホバート(豪州)において、第38回年次会合が開催され、メロ及びオキアミの保存管理措置等について議論が行われた。

メロについては、2020年漁期の海区ごとのTACが決定され、合計10,800tとなった(我が国漁船の操業が認められた海域のTACの、合計は4,453t)。また、現在操業が禁止されている海域における、メロ資源状況の調査を行うことを目的とする我が国の調査計画が引き続き認められた。

(7) みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT)

2019年10月にケープタウン(南アフリカ共和国)で第26回年次会合が開催された。

ア 総漁獲可能量(TAC)

2020年のTACを17,647tとすることが確認された。その内、我が国の割当量は各年6,165tである(第23回会合で、2018年から2020年のTACを17,647tとすることが合意済み。)

イ TAC算出のためのプログラム

ミナミマグロの資源状態に応じてTAC案を自動的に算出するための新たなプログラムが合意された。このプログラムは、令和3年(2021年)以降のTAC案の算出に使用され、その数値を踏まえ来年の年次会合でTACが決定される。

(8) 中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC)

2019年12月に、ポートモレスビー(パプアニューギニア)において第16回年次会合が開催され、中西部太平洋のかつお・まぐろ資源の保存管理について議論が行われた。

ア 熱帯マグロ(メバチ・キハダ・カツオ)

現行措置について議論が行われ、以下のとおり、現行措置を維持することが合意された。

(7) まき網

措置		2019年・2020年
FAD禁漁期間	EEZ内	3か月
	公海	5か月
操業日数制限		公海・EEZ別、国・地域別に上限を設定
FAD個数制限		1隻あたり常時350個以下

注 FAD:集魚装置

(イ) はえ縄

我が国のメバチの漁獲枠は18,265t。

イ 太平洋クロマグロの保存管理措置

2019年9月に開催された北小委員会(注)でとりまとめられた勧告案について議論された結果、2020年の措置は、以下のとおりとなった。

(7) 親魚資源量を2024年までに、少なくとも60

％の確率で歴史的中間値まで回復させることを暫定回復目標とする。

- (イ) 30 kg未満の小型魚の漁獲量を 2002～2004年平均水準から半減させる(WCPFC 全体で 9,450 t から 4,725 t、うち我が国が 8,015 t から 4,007 t に削減)。
 - (ウ) 30 kg以上の大型魚の漁獲量を 2002～2004年平均水準から増加させない(WCPFC 全体で 6,591 t、うち我が国は 4,882 t)。
 - (エ) 漁獲枠の未利用分(2019年漁獲枠の 17%まで)は、2020年に繰越可能。
 - (オ) 小型魚の漁獲枠を、大型魚へ振り替えることが可能。
 - (カ) 台湾からの通報により、大型魚の漁獲枠を台湾から我が国へ 300 トン移譲することが可能。
- 注：北小委員会は、主に北緯 20 度以北の水域に分布する資源(太平洋クロマグロ、北太平洋ビンナガ、北太平洋メカジキ)の資源管理措置について本委員会に勧告を行う WCPFC の下部組織。

(9) インド洋まぐろ類委員会 (IOTC)

2019 年 6 月にハイデラバード(インド)において第 23 回年次会合が開催された。

ア キハダマグロの資源管理措置

- (7) 現行の漁獲量の削減措置に加え、削減を達成できない場合には超過分を翌年の削減に繰越す。(漁獲量が多いメンバーが対象。我が国は現時点では対象外。)
- (イ) まき網漁業について、小型魚が多く漁獲される集魚装置の使用可能数の制限を強化。

(10) 南東大西洋漁業機関 (SEAFO)

2019 年 11 月にスワコプムンド(ナミビア)において第 16 回年次会合が開催された。

- ア メロの保存管理措置について、2020 年 TAC は 275 t とすることが合意された。
- イ マルズワイガニの保存管理措置について、2020 年の TAC は 371 t とすることが合意された。

(11) 南インド洋漁業協定 (SIOFA)

2019 年 7 月にフリッカンプラック (モーリシャス)において第 6 回締約国会合が開催された。

ア 底魚の資源管理措置

- (7) 現行の脆弱な海洋生態系 (VME) が存在する海域における操業の制限に加え、VME が存在する可能性がある海域における操業の制限について合意。
- (イ) 協定水域の一部において、メロの漁獲量制限が合意。

イ 公海乗船検査の手続

協定水域(公海)において他国漁船に乗船し検査を行うために必要な手続について合意。

(12) 北太平洋漁業委員会 (NPFC)

2019 年 7 月に東京において第 5 回委員会会合が開催された。

ア サンマの資源管理措置

我が国から、NPFC 条約水域(公海)の数量管理を提案し、議論が行われた。

その結果、(i) 2020 年漁期における NPFC 条約水域(公海)への漁獲割当て量(TAC)を 33 万トンとする、(ii) 来年の年次会合で TAC の国別配分が検討される、(iii) 2020 年は、各国は公海での漁獲量が 2018 年の実績を超えないよう管理する、などの資源管理措置の導入が合意された。

イ サバ類、イワシ、イカの資源管理措置

「許可隻数の増加抑制」等の措置等を含む新たな資源管理措置が採択された。

ウ IUU 漁業対策

我が国の提案をもとにした IUU 漁船リストに新たに 6 隻の漁船が追加され、合計 33 隻となった。

(13) その他

ア ベーリング公海漁業条約

「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約(ベーリング公海漁業条約)」に基づく第 24 回科学技術委員会については、2019 年 9 月 25 日から 10 月 15 日までの間、第 24 回年次会議については、2019 年 10 月 25 日から 11 月 19 日までの間、ロシアがホスト国となり、電子メールを活用したバーチャル形式で開催された。年次会議には加盟 6 か国のうち 5 か国(日本、韓国、ポーランド、ロシア及び米国)が出席した(中国は欠席)。

(協議の概要)

今回の年次会議においても、ベーリング公海におけるスケトウダラ資源の回復を示す情報は得られず、1993 年からのモラトリアム(操業の一時停止)は 2020 年も継続されることとなった。

また、我が国は、これまでの年次会議で主張してきたのと同様に、今会議においても、漁獲可能水準(AHL: 条約水域におけるスケトウダラの漁獲可能量。年次会議の科学技術委員会によるスケトウダラの資源評価に基づき、原則として条約加盟国の意見の一致をもって設定される。)を設定し、漁業再開に向けた作業を進めるべきと主張したが、バーチャル会議での議論は進展せず、AHL は

設定されなかった。

次回年次会議については、米国がホストとなり、引き続きバーチャル形式での会合を開催することとなった。

イ ウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協議

ニホンウナギは、マリアナ海溝周辺海域で生まれた後、我が国を含む東アジア沿岸域に回遊し、養殖用種苗として利用されており、資源の持続的な利用のためには関係国・地域の協力が必要である。このため 2012 年から我が国の呼びかけにより、東アジアの関係国・地域にて国際的な資源管理措置を議論するための非公式協議を継続して開催しており、2014 年 9 月に日本、中国、韓国、台湾の 4 か国・地域にて、ウナギ養殖池への種苗の池入れ量制限等を内容とした共同声明を発出した。

2019 年 4 月の第 12 回協議では、協議に参加した各国・地域の池入れ量の上限の遵守状況等を確認した。

第12節 漁船対策

1 漁船の勢力と建造状況

我が国の漁船勢力の実態を把握するため、毎年 12 月 31 日現在の漁船統計表を作成している。この統計は各都道府県における漁船の登録隻数と、漁船登録を必要としない総トン数 1 t 未満の無動力漁船数を集計したもので、令和元年 12 月 31 日現在については、表 22 のとおりである。

また、漁船法(昭和 25 年法律第 178 号)第 4 条第 1 項の規定に基づく令和元年度の農林水産大臣の漁船建造許可件数は表 23 のとおりである。

2 漁船の輸出

漁船の外国への輸出(譲渡又は貸渡し)については、輸出貿易管理令に基づく経済産業大臣の承認を受けなければならないこととされている。水産庁においては、国際漁業協定等に基づく漁業秩序の維持、漁業資源の保護等を総合的に勘案の上、事前承認を行っている。令和元年度における譲渡事前承認件数は 8 か国 60 隻、貸渡事前承認件数は 1 か国 6 隻であった。

第13章 水産庁

表 22 令和元年 漁船統計表

漁業種類 Type of Fishery	船型 Size	船質	総計		動力漁船		無動力漁船	
			隻数 NO.	総t数 G. T.	隻数 NO.	総t数 G. T.	隻数 NO.	総t数 G. T.
総計	S		3,279	334,656.15	3,279	334,656.15	-	-
	W		4,104	4,114.69	2,509	3,484.41	1,595	630.28
	F		217,893	572,749.86	212,946	566,468.95	4,947	6,280.91
	T		225,276	911,520.70	218,734	904,609.51	6,542	6,911.19
淡水漁業	S		29	47.36	29	47.36	-	-
	W		1,825	508.06	698	271.13	1,127	236.93
	F		6,522	5,541.32	5,068	5,178.77	1,454	362.55
	T		8,376	6,096.74	5,795	5,497.26	2,581	599.48
合 計 (海水漁業)	S		3,250	334,608.79	3,250	334,608.79	-	-
	W		2,279	3,606.63	1,811	3,213.28	468	393.35
	F		211,371	567,208.54	207,878	561,290.18	3,493	5,918.36
	T		216,900	905,423.96	212,939	899,112.25	3,961	6,311.71
内水面	S		10	20.80	10	20.80	-	-
	W		47	13.89	12	6.89	35	7.00
	F		586	624.82	519	610.12	67	14.70
	T		643	659.51	541	637.81	102	21.70
採介藻	S		202	1,680.61	202	1,680.61	-	-
	W		873	478.10	564	374.30	309	103.80
	F		61,031	92,709.33	58,393	90,791.58	2,638	1,917.75
	T		62,106	94,868.04	59,159	92,846.49	2,947	2,021.55
定置	S		513	5,646.16	513	5,646.16	-	-
	W		64	170.48	34	85.61	30	84.87
	F		7,540	35,808.12	7,183	33,203.65	357	2,604.47
	T		8,117	41,624.76	7,730	38,935.42	387	2,689.34
一本つり	S		191	13,104.13	191	13,104.13	-	-
	W		543	600.57	543	600.57	-	-
	F		68,091	162,163.62	68,015	161,954.63	76	208.99
	T		68,825	175,868.32	68,749	175,659.33	76	208.99
はえなわ	S		98	4,673.89	98	4,673.89	-	-
	W		69	287.42	66	287.12	3	0.30
	F		7,129	21,419.97	7,128	21,419.77	1	0.20
	T		7,296	26,381.28	7,292	26,380.78	4	0.50
刺網	S		325	7,101.71	325	7,101.71	-	-
	W		174	253.43	164	227.62	10	25.81
	F		31,591	68,682.17	31,536	68,616.00	55	66.17
	T		32,090	76,037.31	32,025	75,945.33	65	91.98
まき網(網船)	S		99	23,026.80	99	23,026.80	-	-
	W		3	19.09	3	19.09	-	-
	F		741	7,701.00	730	7,612.45	11	88.55
	T		843	30,746.89	832	30,658.34	11	88.55
まき網附属船	S		394	36,536.58	394	36,536.58	-	-
	W		3	170.69	3	170.69	-	-
	F		1,277	15,787.66	1,268	15,120.66	9	667.00
	T		1,674	52,494.93	1,665	51,827.93	9	667.00
敷網	S		94	9,084.15	94	9,084.15	-	-
	W		7	14.55	7	14.55	-	-
	F		913	6,527.35	913	6,527.35	-	-
	T		1,014	15,626.05	1,014	15,626.05	-	-
底びき網	S		364	19,442.35	364	19,442.35	-	-
	W		193	937.89	193	937.89	-	-
	F		8,659	46,737.70	8,659	46,737.70	-	-
	T		9,216	67,117.94	9,216	67,117.94	-	-
以西底びき網	S		10	1,322.89	10	1,322.89	-	-
	W		-	-	-	-	-	-
	F		1	4.97	1	4.97	-	-
	T		11	1,327.86	11	1,327.86	-	-
遠洋底びき網	S		7	2,981.00	7	2,981.00	-	-
	W		-	-	-	-	-	-
	F		-	-	-	-	-	-
	T		7	2,981.00	7	2,981.00	-	-
ひき網	S		282	2,494.37	282	2,494.37	-	-
	W		103	219.92	71	152.41	32	67.51
	F		5,039	29,790.66	4,992	29,741.31	47	49.35
	T		5,424	32,504.95	5,345	32,388.09	79	116.86
かつお・まぐろ	S		217	87,637.01	217	87,637.01	-	-
	W		-	-	-	-	-	-
	F		576	13,440.41	576	13,440.41	-	-
	T		793	101,077.42	793	101,077.42	-	-
捕鯨	S		10	2,389.51	10	2,389.51	-	-
	W		-	-	-	-	-	-
	F		11	37.73	11	37.73	-	-
	T		21	2,427.24	21	2,427.24	-	-
官公庁船	S		271	77,096.88	271	77,096.88	-	-
	W		14	19.46	14	19.46	-	-
	F		896	3,385.73	896	3,385.73	-	-
	T		1,181	80,502.07	1,181	80,502.07	-	-
運搬船	S		125	28,758.97	125	28,758.97	-	-
	W		6	126.29	4	114.45	2	11.84
	F		1,360	11,189.51	1,329	11,110.60	31	78.91
	T		1,491	40,074.77	1,458	39,984.02	33	90.75
冷凍運搬及び母船	S		1	8,145.00	1	8,145.00	-	-
	W		-	-	-	-	-	-
	F		-	-	-	-	-	-
	T		1	8,145.00	1	8,145.00	-	-
雑漁業	S		37	3,465.98	37	3,465.98	-	-
	W		180	294.85	133	202.63	47	92.22
	F		15,930	51,197.79	15,729	50,975.52	201	222.27
	T		16,147	54,958.62	15,899	54,644.13	248	314.49

表 23 令和元年度漁業種類別・トン数別建造許可隻数

1. 鋼・軽合金船

区分	総数		50トン未満		50トン以上 100トン未満		100トン以上 200トン未満		200トン以上 300トン未満		300トン以上 500トン未満		500トン以上 1,000トン未満		1,000トン 以上	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
かつお・まぐろ	6	2,390	1	19							5	2,371				
底びき網	7	530	3	57			4	473								
まき網	2	959					1	199					1	760		
まき網(附属船)	8	1,709	2	33			2	324	1	260	3	1,092				
さんま棒受け網	4	796					4	796								
官公庁船等	11	4,168	1	49	2	139	2	222	1	259	2	998	3	2,501		
計	38	10,552	7	158	2	139	13	2,014	2	519	10	4,461	4	3,261	-	-

2. FRP船

区分	総数		50トン未満		50トン以上 100トン未満		100トン以上 200トン未満		200トン以上 300トン未満		300トン以上 500トン未満		500トン以上 1,000トン未満		1,000トン 以上	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
かつお・まぐろ	2	38	2	38												
底びき網	5	136	4	76	1	60										
まき網(附属船)	1	19	1	19												
計	8	193	7	133	1	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1：漁船法第4条第1項の規定に基づき農林水産大臣の許可を受けた建造隻数である。

注2：木船の建造は無し。

第13節 漁港・漁場・漁村の整備及び維持管理

1 漁港の指定

漁港の指定については、昭和26年以来漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条の規定により行われている。その内容は表24のとおりである。

表 24 指定漁港数

漁港種類	30年度末	元年度指定	元年度取消し	元年度末現在
第1種漁港	2,069	2	19	2,052
第2種漁港	524	1	-	525
第3種漁港	114	-	-	114
第4種漁港	99	-	-	99
計	2,806	3	19	2,790

注：第3種漁港には特定第3種漁港(八戸ほか12港)が含まれている。

2 漁港の管理

令和元年度において、漁港漁場整備法第25条第2

項の規定による漁港管理者の選定の届出があり、同条第3項の規定に基づき告示した漁港は1漁港であり、令和元年度末の漁港管理者別漁港数は表25のとおりである。

表 25 漁港管理者別漁港数

漁港種類	30年度末	元年度末		
		総数	都道府県管理	市町村管理
第1種漁港	2,069	2,052	277	1,775
第2種漁港	524	525	331	194
第3種漁港	114	114	108	6
第4種漁港	99	99	99	-
計	2,806	2,790	815	1,975

3 漁港・漁場・漁村の整備

(1) 漁港漁場整備長期計画

漁港漁場整備長期計画は、漁港漁場整備法第6条の3の規定に基づき、漁港漁場整備事業の総合的かつ計画的な実施に資するため策定されており、我が国の水産業の基盤の整備における課題に的確に対応する観点から、計画期間に係る事業の実施の目標及

び事業量を定めている。平成29年3月28日に第4次の長期計画が策定され、平成29年度から平成33年度までの5年間に取り組むべき重点課題を以下の4つに絞り込み、それらに対する事業を総合的かつ効率的に実施することにより、おおむね5年後を目途に、成果を発現させる。

ア 水産業の競争力強化と輸出促進

(7) 成果目標

- a 水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、新たに品質の向上や出荷の安定が図られた水産物の取扱量の割合を、おおむね50%とする。
- b 水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港であって輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港のうち、おおむね60漁港で輸出を拡大させる。

(イ) 整備目標

- a 水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港であって輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港のうち、水産物の高度な衛生管理体制が構築された漁港の割合を、24%(平成28年度)からおおむね50%に向上させる。
- b 水産物の流通拠点となる漁港のうち、おおむね20漁港で大型漁船の円滑な利用を可能にする等により陸揚げ能力を向上させる。

(ウ) 事業量

水産物の安定供給体制を構築するとともに、水産物の輸出促進を図るため、次の事業を実施する。

- a 水産物の流通拠点となる漁港のうち、おおむね90漁港を水産物の流通機能の強化等を図る漁港として整備する。
- b 地域の中核的な生産活動等が行われる地区のうち、おおむね150地区を水産物の生産機能の強化等を図る地区として整備する。

イ 豊かな生態系の創造と海域の生産力向上

(7) 成果目標

水産資源の回復や生産力の向上のための漁場再生及び新規漁場整備により、おおむね8万tの水産物を増産させる。

(イ) 整備目標

- a 水産物の生活史に対応した良好な生息環境空間を創出するための整備を、おおむね25海域で実施する。
- b 藻場・干潟が衰退している海域のうち、おおむね75海域で藻場・干潟の総合的な回復対策を行う。

(ウ) 事業量

我が国周辺水域において、水産資源の回復や生産力の向上を図るため、次の事業を実施する。

- a おおむね5万haの魚礁や増養殖場を整備する。
- b おおむね15万haの漁場の効用回復に資する堆積物除去等を実施する。
- c おおむね7,000haの藻場・干潟を造成する。

ウ 大規模自然災害に備えた対応力強化

(7) 成果目標

- a 地震・津波に対する防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口割合を、48%(平成27年度)からおおむね60%に向上させる。
- b 水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合を、0%(平成28年度)からおおむね80%(令和8年度)に向上させることを目指し、当面はおおむね30%(令和3年度)に向上させる。

(イ) 整備目標

- a 災害発生時に救援活動、物資輸送等の拠点となる漁港のうち、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合を、7%(平成28年度)からおおむね80%(令和8年度)に向上させることを目指し、当面はおおむね30%(令和3年度)に向上させる。
- b 水産物の流通拠点となる漁港のうち、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合を、5%(平成28年度)からおおむね80%(令和8年度)に向上させることを目指し、当面はおおむね30%(令和3年度)に向上させる。

(ウ) 事業量

災害発生時における救援活動、物資輸送等の拠点を確保するとともに、地域水産業の早期回復を可能とするため、次の事業を実施する。

- a おおむね300地区を漁村の防災機能の強化を図る地区として整備する。
- b 水産物の流通拠点となる漁港のうち、おおむね70漁港で主要施設の耐震・耐津波化を図る。
- c 水産物の流通拠点となる漁港のうち、おおむね150漁港で事業継続計画等を策定する。

エ 漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出

(7) 成果目標

- a 漁村の活性化により都市漁村交流人口を、おおむね100万人増加させる。

- b 老朽化に対して施設の安全性が確保された漁港の割合を、66%(平成28年度)からおおむね100%に向上させる。

(イ) 整備目標

- a 漁業集落排水処理施設が整備された漁村の人口割合を、65%(平成27年度)からおおむね80%に向上させる。
- b 水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港のうち、就労環境を改善した漁港の割合を、51%(平成28年度)からおおむね60%に向上させる。
- c 緊急的に老朽化対策が必要な漁港のうち、おおむね100%の漁港で老朽化対策を行う。

(ロ) 事業量

魅力的な地域資源や漁港ストックの有効活用等を図り、漁村のにぎわいを創出するため、次の事業を実施する。

- a おおむね100地区で漁村への訪問者の増加に資する施設を整備する。
- b おおむね200地区で漁業集落排水処理施設を整備する。
- c 水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港のうち、おおむね80漁港で就労環境改善対策を行う。
- d おおむね50地区で漁港ストックの有効活用に資する取組を実施する。
- e 緊急性の高い老朽化が判明した施設を有する漁港のうち、おおむね400漁港で機能保全対策を行う。
- f おおむね900漁港で漁港施設情報の集約及び電子化を実施する。

(2) 直轄特定漁港漁場整備事業

漁港漁場整備法に規定する漁港漁場整備方針に適合した特定漁港漁場整備事業計画に基づき、国が漁港施設のうち基本施設、輸送施設、漁港施設用地(公共施設用地に限る。)並びに漁獲物の処理、保蔵及び加工施設(荷さばき所に限る)の整備及び排他的経済水域における漁場整備を行う事業であって、計画事業費が一事業につき20億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。令和元年度においては、242億7,500万円をもって33地区について事業が実施された。

(3) 水産流通基盤整備事業

安全・安心な水産物の品質確保や流通機能の強化を図るため、第3種漁港、第4種漁港等において高度衛生管理型荷さばき所や岸壁等を整備する事業で

あって、計画事業費が一事業につき5億円を超える等一定の要件を満たすものである。令和元年度においては事業費371億3,000万円(国費228億4,300万円)をもって68地区について事業が実施された。

(4) 水産生産基盤整備事業

浅海域における漁場、藻場・干潟、養殖場と、当該漁場等に密接に関連する漁港における漁港施設を一体的に整備する事業であって、計画事業費が一事業につき3億円(漁港施設の整備が含まれる場合は5億円)を超えるもの等一定の要件を満たすものである。令和元年度においては事業費184億3,800万円(国費118億9,400万円)をもって87地区について事業が実施された。

(5) 水産物供給基盤機能保全事業

漁港施設、漁場施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化・縮減を図るため、機能診断や保全計画の策定、保全工事を漁港管理者である地方公共団体に助成されて実施されているものであり、令和元年度においては、事業費393億6,100万円(国費231億1,600万円)をもって、39都道府県について実施された。

(6) 漁港施設機能強化事業

高潮や波高の増大又は地震や津波の発生等に対して漁港施設の安全が十分に確保されているか検証を行うとともに、安全が確保されていない漁港施設について、必要最低限の機能強化、防護対策を行う事業であって、計画事業費が一地区あたり5千万円以上20億円未満のもの等一定要件を満たすものである。なお、漁港施設機能診断調査に係る要件は計画事業費が一地区あたり2千万円以上のものである。令和元年度においては、事業費140億4,700万円(国費82億8,000万円)をもって、30都道府県について実施された。

(7) 水産環境整備事業

水産生物の生活史に対応した良好な生息環境空間の創出及び水域の環境保全対策として行う事業であって、計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。令和元年度においては、事業費316億3,700万円(国費159億100万円)をもって、87地区について実施された。

(8) 作業船整備

北海道の直轄工事において使用する国有作業船の建造、修理、改造及び北海道の漁港の機能増進のために必要な機械設備の開発試験を行った。令和元年度の経費は1,800万円であった。

(9) 水産基盤整備調査事業

この事業は、水産業をめぐる環境の変化に伴い、漁港、漁村及び漁場の整備に求められる要望等に適切に対応していくため、水産基盤整備の今後の展開方向を検討するとともに、その具現化のために必要な計画技術及び設計技術・施工技術等の改善や手法の確立を図るほか、漁港の機能の増進、漁場の整備及び開発並びに漁港背後の漁業集落における生活環境改善のために必要な調査を実施することにより、水産基盤整備事業の計画的、効率的かつ円滑な実施に資することを目的とする。

水産基盤整備調査費

18 調査 事業費 4億 1,900 万円

水産基盤整備調査費補助

14 か所 事業費 1億 8,400 万円(国費 9,200 万円)

(10) 後進地域開発特例法適用団体等補助率差額

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第2条の適用団体(県)が行った特定漁港漁場整備事業、指定漁港漁場整備事業(事業費 5,000 万円以上のものに限る。)に係る補助金について、特例法の定める引上率(最高 1.25 まで)により、令和元年度において当該適用団体に補助率差額 21 億 9,600 万円を交付した。

(内訳)

水産基盤分 2,196,000 千円

(うち有明分 159,274 千円)

(11) 浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた共同利用施設の整備、密漁防止対策、コスト削減、作業軽労化などスマート化を推進する取組、浜プラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策に必要な整備等を支援する事業であり、令和元年度においては 104 計画に対して支援を実施した。

(単位：千円)

水産業強化支援事業 5,203,236

(12) 海岸事業

津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため、堤防、突堤、護岸等の海岸保全施設の新設、改良等を実施した。令和元年度に補助事業として実施したのは、国土保全上特に重要な特例補助率海岸及び異なる事業との計画的な連携が必要な海岸であり、事業費 21 億 6,380 万円(国費 14 億 4,800 万円)をもって 6 地区において

事業が実施された。この他の漁港海岸関係事業については、農山漁村地域整備交付金等を活用して事業実施した。

4 漁村の活性化・多面的機能発揮対策

(1) 浜の活力再生プラン推進事業

この事業は、漁業者自らが漁業収入の向上とコスト削減のために具体的な対策に取り組む「浜の活力再生プラン」の着実な実行のため、プランの見直しに関する活動に対する支援をするものである。令和元年度においては、33 地区に対し補助を行った。

(令和元年度予算額 50,000 千円の内数)

(2) 水産多面的機能発揮対策事業

この事業は、水産業の再生・漁村の活性化を図るため、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する活動に対し、一定の費用を支援するものである。令和元年度においては、49 地域協議会(42 道府県)760 活動組織に対し交付金による支援を行い、藻場・干潟等の保全などの「環境・生態系保全」、海難救助などの「海の安全確保」などの活動が実施された。

また、水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する活動を全国的に推進するため、活動に関する講習会、技術サポート、分析・評価等を行った。

(令和元年度予算額 2,855,000 千円)

(3) 離島漁業再生支援等交付金

生産資材の獲得や販売など、主として輸送の面において不利な条件にあり、漁業就業者の減少や高齢化が進展する離島において、地域の漁業を再生するための漁場の生産力の向上や漁業の再生に関する実践的な取組に対し、交付金による支援を行うとともに、初期投資負担を軽減し、新規漁業就業者の定着を図るため、離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組に対し、交付金による支援を行った。

制度の対象となる離島を有する都道府県は 26 都道府県あり、令和元年度においてはそのうち 18 都道府県 76 市町村 709 の漁業集落において交付金支援による漁業再生活動が実施された。

また、平成 28 年 4 月に有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成 28 年法律第 33 号)が成立し、第 2 条第 2 項に定められた特定有人国境離島地域を対象に雇用機会の拡充を行う取組に対し、交付金による支援を行った。

制度の対象となる特定有人国境離島地域を有する都道府県は8都道府県あり、令和元年度においてはそのうち4道県12市町村において交付金支援による雇用機会の拡充が実施された。

(令和元年度予算額 1,517,808千円)

第14節 水産関係試験研究

1 水産業新技術開発事業

(1) 国際水産資源調査・評価推進事業

太平洋クロマグロの加入量の早期把握のため、平成26年から、6県約70隻の曳縄漁船にデータロガーを設置してモニタリング調査を実施し、その年に生まれた太平洋クロマグロの加入量水準について、4回(10月、12月、翌5月、翌10月)に亘って順次情報を公表している。

(2) 水産業革新的技術導入・安全対策推進事業

漁船の海難事故においては、衝突事故がその要因の上位を占めている。このため、漁船の安全性向上に資する衝突防止技術の導入に係る実証試験等への支援を実施した。

(3) さけ・ます類分布回遊動向調査事業

(さけ・ます流し網代替漁法調査)

ロシア連邦法の改正により、平成28年1月からロシア200海里内での我が国さけ・ます流し網漁業の操業が不可能になったことを受け、流し網漁法に替わる新たな漁法への転換の可能性を調査・検証するため、ロシア水域において当業船による曳き網での試験操業等を実施した。

(4) スマート水産業推進事業

ア 資源・漁獲情報ネットワーク構築事業

資源評価の高度化に必要となる各種データの効率的な情報収集体制の整備に向け、ICTを沿岸漁船に導入・活用した操業・環境データの収集体制を整備するとともに、収集したデータを蓄積し、資源評価に活用するためのデータベースを構築した。

さらに、漁協・市場が所有する水揚げ量データを効率的に収集し、蓄積されたデータを資源評価に活用するための仕組みの検討を行った。また、収集・集積したデータの効率的・効果的な利活用を含め、スマート水産業の推進に向けて有識者による協議会を組織・運営し、その方向性についてとりまとめを行った。

イ ICTを利用した漁業技術開発事業

漁業者参加型の観測網構築と沿岸域の漁場形成予

測モデルの開発により、漁場の「見える化」を図り、沿岸漁業のスマート化及び若手漁業者への技術支援を推進した。

2 国際漁業問題及び漁業資源に関する調査研究

国際的な資源管理体制の確立に積極的に貢献することを目的として、公海、外国排他的経済水域等において漁獲される高度回遊性魚類のかつお・まぐろ類、サンマや溯河性魚類のさけ・ます類、外洋のいか類、底魚類等の国際漁業資源について、地域漁業管理機関等による科学的知見に基づく適切な保存管理を実施するために必要な資源調査、及び二国間協定等の枠組みにおける科学者交流を実施した。

3 漁海況予報事業

漁業資源の合理的利用と漁業生産の効率化により漁業経営の安定を図るため、主要浮魚類の長期漁況海況予報を作成し公表した。

表26 令和元年度水産資源調査・評価推進事業費

(単位：千円)

2,3 水産資源調査・評価推進事業 5,450,513の内数

4 国立研究開発法人水産研究・教育機構

平成28年4月1日に旧国立研究開発法人水産総合研究センターと旧独立行政法人水産大学校が統合され、新たに国立研究開発法人水産研究・教育機構が発足した。

平成28年4月1日から第4期中長期計画が開始され、研究開発業務については、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展に資するため、研究開発成果の最大化を図るための取組を強化し、

ア 水産資源の持続的利用のための研究開発

イ 水産業の健全な発展と安全な水産物の安定供給のための研究開発

ウ 海洋・生態系モニタリングと次世代水産業のための基盤研究

の3つの重点研究課題を実施するとともに、研究開発成果の情報提供、普及等に努めた。当該業務を含む同機構の業務実施に要する経費について令和元年度は運営費交付金170億4,674万円を交付した。